

令和7年 9月定例会

綾川町議会議録

(第4回)

令和7年 9月12日開会

令和7年 9月19日閉会

綾川町議会

令和7年 第4回 綾川町議会定例会会議録

綾川町告示第157号

令和7年9月12日綾川町議会議場に第4回定例会を招集する。

令和7年 9月 1日

綾川町長 前田武俊

開会 令和7年9月12日 午前 9時30分

閉会 令和7年9月19日 午前10時49分 (会期8日間)

第1日目 (9月12日)

出席議員 15名

| | | | | |
|-----|---|---|---|----|
| 1番 | 川 | 崎 | 泰 | 史 |
| 2番 | 三 | 好 | 和 | 幸 |
| 3番 | 浜 | 口 | 清 | 海 |
| 4番 | 大 | 西 | 哲 | 也 |
| 5番 | 森 | | 繁 | 樹 |
| 6番 | 小 | 田 | 郁 | 生 |
| 7番 | 三 | 好 | 東 | 曜 |
| 8番 | 十 | 河 | 茂 | 広 |
| 9番 | 植 | 田 | 誠 | 司 |
| 10番 | 西 | 村 | 宣 | 之 |
| 11番 | 大 | 野 | 直 | 樹 |
| 12番 | 岡 | 田 | 芳 | 正 |
| 13番 | 井 | 上 | 博 | 道 |
| 15番 | 福 | 家 | 利 | 智子 |
| 16番 | 河 | 野 | 雅 | 廣 |

欠席議員

14番 福家功

会議録署名議員

11番 大野直樹

12番 岡田芳正

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 辻村 育代
総務課課長補佐 田辺 由花
議会事務局書記 上原 知里

地方自治法121条による出席者の氏名

| | |
|--------------------|--------|
| 町長 | 前田 武俊 |
| 副町長 | 谷岡 学 |
| 教育長 | 香川 雅之 |
| 総務課長 | 福家 孝司 |
| 税務課長 | 亀山 和成 |
| 学校教育課長 | 岡下 進一 |
| 生涯学習課長 | 中津 秀之 |
| 会計管理者兼会計室長 | 水谷 香保里 |
| 建設課長兼長柄ダム再開発事業推進室長 | 田岡 大史 |
| 経済課長 | 福家 勝己 |
| 住民生活課長 | 中添 孝文 |
| 保険年金課長 | 岩鍋 裕二 |
| 陶病院事務長 | 辻井 武 |
| 健康福祉課長 | 辻村 隆司 |
| 子育て支援課長 | 杉山 真紀子 |

傍聴人 14人

議 事 日 程

9月12日（金）午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期決定について
- 第 3 議案第 1号 綾川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 2号 綾川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 3号 財産の処分について
- 第 6 議案第 4号 令和7年度綾川町一般会計補正予算（第3号）について
- 第 7 議案第 5号 令和6年度綾川町一般会計及び特別会計の決算の認定について
- 第 8 決算審査特別委員会の設置について
- 第 9 請願第 1号 「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書
- 第10 報告第 1号 令和6年度綾川町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 第11 報告第 2号 寄附金の受納について
- 第12 報告第 3号 所管事務調査の報告について
- 第13 発議第 1号 閉会中の継続審査の申し出について（議会運営委員会）
- 第14 発議第 2号 閉会中の継続審査の申し出について（議会広報編集特別委員会）

追 加 議 事 日 程

第15 発議第3号 「再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書」について

9月定例議会日程表

議会運営委員会 令和7年8月

| 月 日 | 会議時刻 | 場 所 | 会議の区分 |
|----------|--------------|--------|-------------|
| 9月12日(金) | 午前9時 | 常任委員会室 | 議会運営委員会 |
| | 午前9時30分 | 議 場 | 本会議 |
| | | | 議会運営委員長報告 |
| | | | 提案説明 |
| | | | 一般質問 |
| | | | 決算審査特別委員会設置 |
| | | | 委員会付託 |
| 9月16日(火) | 本会議終了後 | 第2会議室 | 全員協議会 |
| | 全協終了後 | 第2会議室 | 決算審査特別委員会 |
| | 決算審査特別委員会終了後 | 常任委員会室 | 議会広報編集特別委員会 |
| 9月17日(水) | 午前9時30分 | 常任委員会室 | 総務常任委員会 |
| | 午後1時30分 | 常任委員会室 | 厚生常任委員会 |
| 9月18日(木) | 午前9時30分 | 常任委員会室 | 建設経済常任委員会 |
| 9月19日(金) | 午前9時 | 常任委員会室 | 休会 |
| 9月19日(金) | 午前9時30分 | 第2会議室 | 議会運営委員会 |
| | 午前10時 | 議 場 | 全員協議会 |
| | | | 本会議 |
| | | | 議会運営委員長報告 |
| | | | 委員長報告 |
| | | | ・総務 |
| | | | ・厚生 |
| | | | ・建設経済 |
| | | | ・決算審査特別 |
| | | | 採 決 |

★議案発送は 9月5日(金)の予定です。

★一般質問・総括質問の通告〆切りは 9月8日(月)11時30分です。

★議会におけるクールビズについて(10月31日まで)

- ・本会議では、上着着用とする。(ノーネクタイ可)
- ・その他は、ノーネクタイ・ノー上着を可とする。*但し、議員徽章は着用のこと

令和7年 第4回 綾川町議会定例会 第1日目

9月12日 午前9時30分開会

○議長（河野） おはようございます。開会前に、14番、福家功君より今定例会、会期中の欠席届が出ております。ただいま、出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和7年第4回綾川町議会定例会を開会いたします。

なお、議場内写真撮影のため、職員の入室を許可しております。

○議長（河野） それでは本日の会議を開きます。

○議長（河野） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、11番、大野直樹君、12番、岡田芳正君の両名を指名いたします。

○議長（河野） 日程第2、「会期決定について」を議題といたします。

○議長（河野） 議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、福家利智子君。

○議会運営委員長（福家利） はい、議長。15番、福家利智子。

○議長（河野） 福家君。

○議会運営委員長（福家利） はい。

○議会運営委員長（福家利） 改めておはようございます。

ただいま議題となりました、今定例会の会期等につきましては、去る、8月19日、また、本日午前9時より、常任委員会室において、議会運営委員会を開催し、諸般の協議を行いましたので、ご報告申し上げます。

当委員会の開催にあたっては、議会から議会運営委員6名と河野議長及び議会事務局長が出席し、当局からは前田町長、谷岡副町長、福家総務課長の出席を求め、今定例会に付議される案件の内容等について説明を受け、日程の調整を行いましたので、その結果について、ご報告を申し上げます。

まず会期につきましては、提出の議案概要及び諸行事等を考慮して、本日より9月19日までの8日間といたしたいと思います。また今定例会に提案される案件は、執行部から、「条例案件」2件、「契約案件」1件、「予算案件」1件、「その他案件」1件、「報告」2件です。

議会からは、「決算審査特別委員会の設置」、「請願」1件、「所管事務調査の報告」、「議会運営委員会及び議会広報編集特別委員会の閉会中の継続審査申し出」の5件であります。

なお、請願第1号、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書につきましては、協議の結果、総務常任委員会に付託し、審議することといたしました。

次に、本日の日程ですが、この後、町長より提出議案に対する「提案理由」のご説明を頂きます。その後、各議員からの通告のあった「一般質問」を順次行います。

なお、日程第7、議案第5号の、「令和6年度綾川町一般会計及び特別会計の決算の

認定」につきましては、綾川町議会基本条例に関する運用指針に基づき、議長及び議会選出瀬監査委員を除く全議員で構成する「決算審査特別委員会」において、ご審議願うこととし、一般質問終了後に、同委員会の設置議決をいただきたいと思います。

その後、上程議案をそれぞれの所管する各常任委員会に付託し、本日の会議は散会といたしたいと思います。

その後、「全員協議会」、「決算審査特別委員会」、「広報編集特別委員会」を順次開催を願います。

次に、定例会の会期中における会議の予定についてご報告申し上げます。

来週9月16日午前9時30分より「総務常任委員会」、午後1時30分より、「厚生常任委員会」、17日午前9時30分より、「建設経済常任委員会」、18日を休会、19日を今定例会の最終日とし、午前9時より「議会運営委員会」を、9時30分より「全員協議会」を順次開催した後、10時より「本会議」を再開し、各委員長報告の後、「質疑」、「採決」の順で進め、今定例会を閉会したいと思います。

以上が、今定例会の会議日程等であります。

最後に、議事進行につきましては、会議規則を遵守し、円滑な議会運営となりますよう、ご協力をお願いしますとともに、十分な審議をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（河野） 本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月19日までの8日間といたしたいと思います。

○議長（河野） これにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。

○議長（河野） よって、会期は本日から19日までの8日間と決定いたしました。

○議長（河野） 続きまして、日程第3、議案第1号、「綾川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」から、日程第7、議案第5号、「令和6年度綾川町一般会計及び特別会計の決算の認定について」まで及び日程第10、報告第1号、「令和6年度綾川町健全化判断比率及び資金不足比率について」及び日程第11、報告第2号、「寄附金の受納について」を一括議題といたします。

○議長（河野） 本件について、ただいまより、提案理由の説明を求めます。前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） おはようございます。それでは、本日開会いたしました第4回定例会にご提案申し上げました議案5件、報告2件につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第1号「綾川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」は、人事院規則の一部改正に伴い、出産を申し出た職員及び3歳未満の子がいる職員

や、介護を必要とする職員から申し出があった場合に、制度の情報提供等を行うなどの柔軟な働き方を実現するための措置を講じるため、本条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 2 号「綾川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の取得パターンを追加し、育児時間の多様化に対応するため、本条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 3 号「財産の処分について」は、香川県が施行する、二級河川淵田川河川改修事業に必要な土地について、香川県知事池田豊人 氏と、所在地綾川町山田上 字鎌手 甲 100 番 1 外 3 筆、地目は雑種地、面積 7,339 平方メートルの土地を、金額 2160 万 8,350 円で仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 4 号「令和 7 年度綾川町一般会計補正予算（第 3 号）について」は、まず、総務費においては、香川県において新設された「地域活力向上のための市町等総合交付金」に対応する事業として、「官民連携空き家対策事業」を新たに実施してまいります。民間の専門家と連携する空き家対策プラットフォームを構築するための会議費用・行政視察・事務局業務委託料等として、105 万円を計上しております。

次に、土木費においては、「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）」の内示を受けたため、県費事業として予算編成しておりました事業費を、国費事業として予算組替を行います。

また、令和 7 年度実施設計の結果、昨今の物価高騰による人件費及び資材費の高騰のため、踏切移設工事業務委託及び工事請負費が増額となり、予算組替と併せて 2700 万円を増額計上しております。

教育費においては、1 人 1 台端末の日常的な利活用が同時・多数・高頻度となり、学校における通信ネットワークの速度の遅さが課題となっていることから、「通信ネットワーク環境改善業務」を実施するため、1,096 万 7,000 円を計上しております。

以上の内容を含め、総務費ほか 3 款で計 3,901 万 7,000 円を増額し、補正後の歳入歳出の総額を 124 億 8,647 万 8,000 円とするもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 5 号「令和 6 年度綾川町一般会計及び特別会計の決算の認定について」であります。本町に設けております一般会計及び 11 の特別会計につきまして、その決算を調製いたしましたので、地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の承認を求めるもので、監査委員の意見を付して、提出しております。

次に、報告第 1 号「令和 6 年度綾川町健全化判断比率及び資金不足比率について」は、

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により令和6年度決算に基づく健全化判断比率等を報告するものであります。

次に、報告第2号「寄附金の受納について」は、福祉向上寄附金として、匿名の方々より9万円を、一般寄附金として、岡山県新見市新見 1110 番地2 植木泰子様より3万円を、教育関連寄附金として、綾川町千疋 2203 番地6 有限会社アイテックス 代表取締役会長 小川 和成様より14万円を、図書館図書購入寄附金として、綾川町陶 141 番地6 吉田陽彦様より5万円を、動物保護活動寄附金として、綾川町東分甲 161 番地2 立石 道夫様より20万円をご寄附いただきました。これらをありがたく受納いたしましたのでご報告いたします。

以上、議案5件、報告2件の提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれの常任委員会におきまして、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（河野）これをもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（河野）なお、日程第7、議案第5号、「令和6年度綾川町一般会計及び特別会計の決算の認定について」であります。本日、タブレット上で配布しております「決算審査意見書」をもって、監査委員の審査結果の報告といたしますので、ご了承願いたいと思います。

○議長（河野）お諮りいたします。ここで日程の順序を変更し、日程第12、報告第3号、「所管事務調査の報告について」を先に審議いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。

よって、報告第3号、「所管事務調査の報告について」を先に審議することに決定いたしました。

○議長（河野）報告第3号、「所管事務調査の報告について」を議題といたします。

○議長（河野）総務常任委員長、厚生常任委員長、建設経済常任委員長から、綾川町議会会議規則第75条の規定により、所管事務調査報告書が、お手元配布のとおり提出されております。

○議長（河野）お諮りいたします。本件については、お手元の報告書のとおり承認することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、報告第3号は、各常任委員長からの報告のとおり承認されました。

○議長（河野）次に、「議会関係等の6月から昨日までの主な行事関係」及び「一般質問の通告事項」につきましては、各自タブレットにて、ご確認いただきますようお願いいたします。

○議長（河野）それでは、ただいまより一般質問を行います。通告順に発言を許します。

○議長（河野） 7番、三好東曜君。

○7番（三好東） はい、議長。 7番、三好東曜。

○議長（河野） 三好君。

○7番（三好東） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まずもって、行政執行部の方々に感謝を申し上げたいと思います。この暑い中、たくさんのイベント、主導されて、すべてのイベントにおいて、成功に導いていただいたこと。そして日々の業務、これをずっとやっていただいていること、本当に感謝しております。その上でこの質問をさせていただいたらと思います。

私からの質問は1点です。「不正選挙の穴を無くすために町の行う努力は」。

先の参議院選挙でも噂されていました。「絶対鉛筆で書いて投票したらいかんで。書き替えられたり、消されたりするかも知れんから、ボールペンを持って行ってボールペンで投票をせないかんよ。」、「丸亀市の選挙管理委員会では、本人確認を投票証を持ってきた人には住所、生年月日でしか行わんらしいで。そんなん誰か違う人が投票証持って投票してもわからんやんな。」、「開票所に行って目を光させてないと、開票している人の中で投票用紙擦って無効票作り出している人がいるらしいよ。なんか、指に水つけて擦ったらすぐ消えるらしいで。」、「ムサシっていう自動投票用紙計算機を作っている会社は元はCIAの諜報機関やったらしいで。」、「出口調査でも負けてて、開票でも負けて、深夜に数万票単位で得票数が伸びてジャンプ当選する候補いるけど、怪しいよね。期日前投票の箱に何か仕掛けてる？」、「なんかある宗教団体では投票証の売り買いがされていて、一回の選挙で同じ人が500回も投票に行ったりするらしいよ。」、などなど、色々な噂、噂です。噂が現実でも、ネットでも飛び交いました。

この中で丸亀市の選挙管理委員会で投票証を持っている投票者への本人確認が住所と生年月日のみだった件で、真偽を確かめるべく私は総務省の選挙管理委員会にも問い合わせました。

総務省選挙管理委員会の回答はマイナンバーカードや免許証など写真付きの身分証明書で確認する事を推奨しているが、方法については各自治体の選挙管理委員会の判断である。なりすまし投票をした場合は罰則があるとの事でした。それに対し私は、罰則などは人が知って初めて作用するものなので、罰則があるならその罰則を全国の投票所にポスターで掲示して欲しいと要望しました。また、丸亀市にも写真付きの身分証明書で本人確認をするように指導してほしいと要望しました。検討するとの回答でした。

ちなみに罰則は今から申し上げる通りです。公職選挙法での罪名は、詐偽（詐欺）投票（公職選挙法第237条第2項）に該当します。氏名などを偽って他人に代わって投票又は投票しようとした場合、その行為は犯罪とみなされます。

罰則内容は、刑罰、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金。依頼・手助け（ほう助・教唆）した場合も同様に処罰されます。2つめの罰則は、公民権の停止です。有罪判決を受けて刑（禁錮又は罰金）を科されると、原則として5年あるいは10年間、選挙権

及び被選挙権が停止されます。また、禁錮刑の執行期間中や執行猶予期間中も、同様に停止されます。

次に綾川町の選挙管理委員会にも確認しました。丸亀市と同じく綾川町でも住所と生年月日での確認でした。

これは、住所を同じくする家族であれば、なりすまし投票が可能になるという事です。年齢が近い兄弟、姉妹などであれば、なりすまし投票をしても分かりません。人口規模の大きい都市では他人でも本当にわからないと思います。

また、綾川町の選挙管理委員会でもこの度、公職選挙法に抵触する可能性があった事件が老健あやがわありました。老健施設内に設置された不在者投票所に施設利用者が投票できるのですが、投票前に施設利用者に対して誰が誰に投票するかを事前に聞いてまとめておくように従業員に指示が出されました。その結果をまとめたメモを利用者のご家族が目にして、問題が発覚したとの事です。ご家族は誰に投票するか判断がつきかねる利用者に対して投票先を誘導したのではとの疑念があり、警察に相談する事になったと聞きました。

今回は事件がご家族に発覚した事で問題になりましたが、恒常にこのような事を行っていたのではないかとの疑念が湧きます。また、他の施設でも恒常に意向調査が行われていたのではないかとの疑念が湧きます。

警察の捜査の結果、厳重注意で決着したとの事でしたが、命令を受けて実行した従業員の方は自主退職を促され、退職されました。3ヶ月の試用期間中のこの方にこのような命令をした方が私は大きな問題だと思います。引いて言うと綾川町の選挙管理委員会の指導の問題、さらには香川県選挙管理委員会の指導の問題です。一体どのような指導を行っていたのかを明らかにし、それを改善する必要があります。

この件について纏めると、投票をするように促す事はできるが、誰に投票するかを聞くことは出来ないのが公職選挙法ですが、前回の投票に時間がかかったとの事で、上司が意向調査を指示したそうです。上司も無知で、実行者の従業員も無知でした。上司は指示すべきでは無く、実行者は実行を断るべきだったのです。選挙管理委員会が場外投票所の設置時に担当職員にしっかり指導しておけばこのような事態は未然に防ぐことができたでしょう。

現行の選挙制度設計には不正を働く余地がまだ多くある事を皆さんお分かりいただけましたでしょうか。それが、現にこの綾川町でも事件として起こっているのです。選挙はできる限り公正に行われるよう改善すべきだと思いませんか。

以上の事から質問します。9つの質問です。

1番目、投票所に置いてある投票用紙にボールペン及びマジックで記入する事は可能であるか。また、この投票所に鉛筆のみならず、ボールペンを置く事は可能か。

2つ目、投票用紙に鉛筆で書いた名前を指で擦る、又は水のついたティッシュで擦ると本当に消えるのか。そのような行為が無いか開票所でチェックをしているのか。また、開票所に防犯カメラの設置をしてそのような行為が無いように未然に防がないの

か。

3、投票所になりすまし投票罰則規定を周知する為のポスターの設置をしないのか。

4、投票所での本人確認を写真付きの身分証明書で行わないのか。

5、老健施設のような不在者投票所を綾川町はどの施設で設置しているのか。また、その施設に今までどのような指導をしてきたのか。

6、不在者投票所の設置マニュアルは存在するのか。公職選挙法で投票意向調査はしてはいけない、などの公職選挙法に抵触しないための職員向けマニュアルは作らないのか。

7、綾川町はこの老健不正選挙事件を受けてどのように改善指導していくのか。

8、私が話をするまで担当課長はこの事案を知らなかつたが、どうしてなのか。選挙管理委員会に事案の調査を依頼したが、なぜそれが為されなかつたのか。なぜ報告がなかつたのか。

9、老健不正選挙事件で対象実行職員は引責退職を促されたが、指示した職員にはどのような罰則が下つたのか。

これらの質問を受けて不正選挙を無くすためにする町の努力を町民にお示しいただきたいと思います。ご回答よろしくお願ひいたします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい。議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい。

○町長（前田） はい。今、三好東曜議員からご質問がありましたが、選挙運営執行に関する事でございますので、これは選挙管理委員会、ここで執行がなされておるものでございますので、私からお答えするのは適当でないということで、選挙管理委員会の書記長であります、福家総務課長より答弁をさせますのでよろしくお願ひいたします。

○書記長（福家） はい、議長。

○議長（河野） 綾川町選挙管理委員会、福家書記長。

○書記長（福家） はい、議長。

○書記長（福家） 三好東曜議員の「不正選挙の穴を無くす為に町の行う努力は」についての質問にお答えをいたします。

議員ご質問1点目の、「投票所に置いてある投票用紙にボールペン及びマジックで記入する事は可能であるか。また、この投票所に鉛筆のみならず、ボールペンを置く事は可能か。」であります。投票用紙にボールペン等で記入することは可能でありますが、ボールペンなどで書くと文字がにじんで判読が困難になる恐れがあるだけでなく、インクが乾かず他の票とこすれてにじむなどして、他の人の投票用紙もインクで汚すことが起こりかねないことから、鉛筆での投票を推奨するとともに、投票所では鉛筆を備え付けるようにしております。

次に、2点目の「投票用紙に鉛筆で書いた名前を指で擦る、又は水のついたティッシュ

ュで擦ると消えるのか。そのような行為が無いか開票所でチェックをしているのか。また、開票所に防犯カメラの設置をしてそのような行為が無いように未然に防がないのか。」であります。投票用紙を強く擦ると摩擦で文字が薄くなったり消えたりする可能性はあります。また、そのような行為についてのチェックを行ってはおりませんが、開票立会人や参観人だけではなく、事務従事者の目が届く範囲での作業になる開票所においては、その行動を行うことは不可能であると考えており、防犯カメラの設置について検討しておりません。

次に、3点目の「投票所になりすまし投票罰則規定を周知するためのポスターの設置をしないのか。」であります。総務省からの投票所の設備等に関する留意事項で、投票所内においては、選挙人が選挙を身近なものと感じ、明るい雰囲気で気軽に投票ができるように創意工夫を凝らすこととされており、罰則規定等の掲示はその内容になじまないものと考えております。

次に、4点目の「投票所での本人確認を写真付きの身分証明書で行わないのか。」であります。投票所では名前及び生年月日を宣誓していただくことで本人確認を行っており、写真付きの身分証明書で行うことは現在は考えておりません。

次に、5点目の「老健施設のような不在者投票所を綾川町はどの施設で設置しているのか。また、その施設に今までどのような指導をしてきたのか。」であります。不在者投票所の指定においてはご存じと思いますが、香川県選挙管理委員会において行われます。また、不在者投票所においては香川県選挙管理委員会が不在者投票向けの説明会等を開催し、説明が行われておりますので、改めて町が指導をするといったことは行っておりません。

次に、6点目の「不在者投票所の設置マニュアルは存在するのか。そのマニュアルに公職選挙法で投票意向調査はしてはいけない、などの公職選挙法に抵触しないための職員向けマニュアルは作らないのか。」であります。香川県選挙管理委員会が作成している指定病院等における不在者投票事務取扱要領があります。その中に必要事項が盛り込まれているためそれ以外のものを作成する予定はありません。

次に、7点目の「綾川町はこの老健不正選挙事件を受けてどのように改善指導していくのか。」であります。捜査上の内容を含みますので、回答は差し控えさせていただきます。引き続き選挙における適正執行に努めてまいります。

次に、8点目の「私が話をするまで担当課長はこの事案を知らなかつたが、どうしてなのか。選挙管理委員会に事案の調査を依頼したが、なぜそれが為されなかつたのか。なぜ報告がなかつたのか。」であります。捜査上の話が含まれており情報の取り扱いには細心の注意を払っておりますので、選挙管理委員会のみで共有をしております。また退職になった経緯についての調査依頼はありましたが、「他施設の職員の処遇のことでもあり、選挙管理委員会にそのような捜査権限はないことから調査は出来ません。」とお答えをしております。

次に、9点目の「老健不正選挙事件で対象実行職員は引責退職をしたが、指示した職

員にはどのような罰則が下ったのか。」であります。捜査上の内容を含みますので回答は差し控えさせていただきます。

選挙においては、公正・透明・公平を最優先にした取組みを行ってまいりましたが、引き続き、選挙運営における法令遵守を徹底してまいります。

以上、三好東曜議員の「不正選挙の穴を無くす為に町の行う努力は」についての答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○7番（三好東）はい、議長。再質問。

○議長（河野）三好君。三好東曜君。

○7番（三好東）はい。ご答弁ありがとうございます。

結果として何もしないと、何も改善しないということで、非常に遺憾が残る答弁でしたけれども、ますですね、ボールペン、インクで汚すだとか、インクで汚さないものを研究しないんでしょうか。

2点目、可能性があるということで、実験してないですよね。これ実際がどうかっていうのも確認されてない。水で消えるかとか。ユポ紙って言われてるもの。なんで確認しないんですか。確認した上での答弁でないと意味がないですね。開票所の防犯カメラの設置もしない。で、それは不可能である。でもされてるんじゃないかだとかそういうことを追及されてる方は多数いらっしゃいますので、不可能ではないんじやないかなと思いますね。そういう、やってるのではないかという疑惑の動画とかも、上がってます。まずは、実際にやってみてですね、ご自分で。それが本当なのかどうかっていうのは、これは簡単に確認できるところではないかなと思うんですね。これ、やらないというか、やっていただくのが普通じゃないかなと思いますね。本当なのかどうかって聞いてるんですから。

罰則規定を周知するためのポスター、明るいとかなじまないとか、そういうのはわかるんですけど、そんな罰則があるかどうかとか、問題になってるからこれ言ってるんですよ。もう、しないでみんな明るく、元気に公正に投票するんであれば問題ないんですよ。でもそれが問題になってるっていうので、そういう噂が飛び交っているので、そういうのを事前に防がないかなと。この中でね、お聞きしたいんですけど、この罰則規定を、詳細に知ってた方っていらっしゃいますか。僕は初めて知りましたね、これ。この案件にあって自分で調べて初めて知りました。これを周知するべきだとは思うのですが、もう1回聞きます。

本人確認を写真つきの身分証明書で行わないのか考えていないと言われますけど、これ総務省は推奨してるんですよ、やってくださいねと。考えていないんであれば、なぜそれを考えないのかっていうのを教えていただきたいと思います。

5点目、6点目、これはすでにあると。これ、香川県の選挙管理委員会の指導の問題になるということでおろしいんでしょうか。綾川町からしたらですね、綾川町内でこういう事件が起こったっていうのは軽いことではないと思うんです。それも綾川町

の選挙管理委員会が香川県の選挙管理委員会に報告して、指導をちゃんとしてくださいっていう要望はするべきだと思います。こここのところもう1回お聞きしたいと思います。

で、そういうことをすることですね、この、この1件は、結局もみ消そうとしたんではないかなという疑惑があるわけですよ。報告されない。頼んだのに調査しない。選挙管理委員会の中でだけ。この対象職員に退職を促す。こういうことが二度と起きないようにしていただきたいんですが、そのための質問です。ですので、もう一度このところ、6点ありましたけれど、お答えいただきたいと思います。

○書記長（福家） はい、議長。

○議長（河野） 福家書記長。

○書記長（福家） 三好東曜議員の再質問にお答えします。

まず1点目、ボールペン等で汚さないための確認をしたかであります、これにつきましては、実際に私ども特殊な、投票には特殊な紙を使用しております。これはですね、投票して、開票の事務がスムーズに行われるような紙でございまして、特殊な紙になってます。これにつきましてはボールペン等で書きますと、やはりこの擦れたりすることは確認をしております。そういった上でお話をしておりますので、お間違いがないようにお願いをいたします。

それから、防犯カメラの設置はしないのかっていうところですが、防犯カメラの設置はしません。これにつきましては、開票所につきましては、参観人、立会人、それとそれぞれ私どもの職員もおります。私どもの職員につきましては、選挙事務従事者は事前の説明会において、開票所において疑問が持たれないような指導はしております。特に今回の選挙につきましては、関心が高かったことから、こういったところを徹底しております、開票立会人の方にも疑念が持たれないように、町の選挙管理委員会から、お渡しした筆記用具を使うように、メモ用紙も使うように指導しております。また携帯電話等も使用は控えるように説明をしておりまして、快く立会人の方はですね、承諾をいただきました。そういったところもやっております。開票所におきましても同じであります、開票所の秩序を保つための指導は、ずっとこの期間中、やってきたつもりであります。

それから罰則のポスターの掲示でございますが、投票所内にはですねポスターの掲示はできないことから、掲示するのであれば投票所の外側というところになりますが、この辺りはですね、研究をしてまいりたいとは思っております。

それから写真つきの身分証明書で確認をしないのかっていうところでございますが、当然ながら入場券を郵送により送っております。その入場券を持ってですね、バーコードのところを読み取り、本人の名前等を復唱して確認をしております。投票所ですね、かなり混雑するところもあります。投票もスムーズに行う必要もあることから、写真つきの身分証明書での確認はせずに、バーコードと復唱というところで確認をしたいと思っております。

それから香川県選挙管理委員会での指導についてですね、要望はしないのかというところですが、当然ながらですね、指定の施設につきましては答弁のほうでも申し上げましたが、香川県選挙管理委員会が指定をしております。そういったところで、香川県選挙員管理委員会の方が指導するというところで考えております。

○7番（三好東）要望するかどうかは。

○書記長（福家）この辺につきましてもですね、当然今回の内容につきましても選挙管理委員会とですね、情報を共有してですね、改善に努めたいと思っております。

○7番（三好東）あと1点だけ言うと、隠ぺいしようとしたんじゃないかという話ですね。

○書記長（福家）当然、答弁の中でもございましたが、捜査事項になります。私どもですね選挙管理委員会の方では、情報の方は共有しております。隠ぺいするつもりもございません。以上でございます。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○7番（三好東）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○7番（三好東）はい。じゃあ、質問させていただきます。

2点目の質問なんんですけど、投票所。選挙管理委員会の努力は、本当にわかつたんですが、防犯カメラを設置しないっていう理由にはならないと思うんですね。その人間の目っていうのは、簡単にマジックだとかでね、だまされてしまいます。それをしないために、投票所に防犯カメラ、各国、日本じゃないですよ。世界で投票所に防犯カメラを設置してるところは、数多くあるというふうに聞いております。これはして欲しいんですね、日本全国的に、不正選挙をなくすために。ですから、不正選挙ができる余地があるっていうのが問題で、それをなくしましょうというアプローチですので、こういう質問がありましたよと。防犯カメラの設置をして欲しいという、これ民の声ですよ。民衆の声です。こういう声がありますよというのを、総務省の方にも、香川県の方にも、伝えていただきたいんです。それが伝えられる、伝えていただけるかどうかをお聞きします。

ポスターの件、検討していただけるということで、どうぞよろしくお願いします。投票所の外に掲示するので、十分だと思います。

3点目、4つめの質問なんんですけど、バーコードだとか、そういうのでやってるっていうのはわかるんですけど、総務省推奨のことをなぜそのままやらないのか。特に、なりすまし投票しているっていうのは期日前投票の方が多いのではないかというような考察がなされています。そういう場合に、なぜ身分証明書、写真つきの身分証明書を行わないのかというのを、理由にはならない、理由がないんですよね、これ。今やってることを繰り返してそのままやりますって言ってるだけで、なぜしないのかっていう理由を聞かせていただきたい。これは私の方からは、こういうなりすまし選挙を誘発する可能性がありますので、実際できるっていうことも、わかるじゃないですか。同じぐ

らいの年の兄弟だったら、いやちょっとお兄ちゃん代わりに行つといてよっていう形でいってもわからないじゃないですか。生年月日知っていますよ。住所も同じですよ。見た目も結構似てますよ。けど本人かどうかっていうのはわからない。これが余地があるのを潰してくださいっていう意味でこれ言ってるんです。全然意図が伝わってないんで再度ご質問させていただきます。

最後なんですけれど、この要望を必ずあげてください。これが必ず上げるかどうか情報共有をするだけではなくて、こういう要望がありますよというのを、香川県の選挙管理委員会、そして総務省の選挙管理委員会に要望を上げてください。もうちょっとマニュアルを改善してください、もしくは指導する機会があるんだったら、こういうことが起こったんですよ。起こったら改善をするように促すのが普通ですよね。ですので、この起こったっていうこと、何かが不備があるから起こってるんです。ですので起こらないように、これ、どっちも不幸ですよ。指示した人も、これが公職選挙法に抵触すると思ってなくて、おそらく、指示してますから。で受けた側も不幸ですよ。上司の業務命令で、やってるわけですよ。ですので、こういうことが二度と起こらないようにしてくださいと、そういうことを言ってるんです。隠ぺいしたかどうかだとか、隠ぺいはしていないっていうんですけど、これねやっぱり、私、ことの流れを相談されまして言ってるんです。いろいろ聞いてるんです。ここでは申し上げられないこともいろいろ聞いております。けれども、やはり綾川町の該当される方は隠ぺいしようとしたというふうに私は感じ取ってしまいます。これ、自主退職を促してのトカゲのしっぽ切りではないんですか。この方が自主退職をして、私がここで一般質問しなかったらこの件っていうのは明るみに出なかったわけですよ。そういうことを許して、ここで隠ぺいしてもみ消してって言ったら何も改善しないじゃないですか。改善してより良くしていくためにこの質問しているわけですよ。こういうことはもう一切やめてください。今後、これ以外の件でも。謝れば済む話ですよ。間違っておりました。我々人間ですから、誤りはします。で、謝って、今回の件はそういうことが、抵触する可能性があるんだと知りませんでした、わかりませんでしたというところで、厳重注意ということで済んだのだというふうに私はとらえています。

けれどもこういうことが誘発されるような土壤っていうのを消していただきたい。それに対して努力していただきたい。その努力をどういうふうに町民に示していただけるかっていうのを、ここで聞いているので、何もしないっていう回答は、町民に対して不信感終えられると思うんですね。町民は不信感を。最初の回答は何もしないっていう回答でした。これはありえないことですよ。事件が起こってるんですから。もう一度誠意ある回答をお願いいたします。

○議長（河野）福家書記長。

○書記長（福家）はい、議長。

○議長（河野）福家君。

○書記長（福家）はい。

○書記長（福家） 三好東曜議員、再々質問にお答えしたいと思います。

まず、質問にお答えする前に、前段の話をしたいと思っております。投票にはですね、原則というのがございます。これにつきましては、投票主義でありますとか、1人1票主義、選挙人名簿登録主義、当日投票所投票主義、投票用紙の公給主義、単記自署投票主義、秘密投票主義などがございます。この原則に基づいて、私どもは選挙事務を行っておりますので、その点はですねご理解をいただきたいと思っております。

その上でですね、ご質問にお答えしたいと思いますが、まずですね、1点目の投票所に防犯カメラは設置をしないのかというところになります。防犯カメラにつきましては、プライバシーの問題等もありまして、ガイドライン等を用いてですね、厳格に管理をされていると、私ども考えております。そういういたところも踏まえてですね、そういういた投票所のところに、防犯カメラをすぐに設置というところにはいかないと思っております。

それから、県に伝えるかどうかでございますが、先ほどの答弁と同じようになりますが、これにつきましてはですね、こういった意見があったということは県の方にお伝えをしようと思っております。

それから、ポスターの掲示につきましても、県の方に要望してもらえるかというところにつきましてもですね、中身でですねそういった行為不正な行為のところをどういうふうに選挙人に伝えるかっていうところは、内部で研究した上でですね、行っていきたいなと思っております。

それから、バーコード等のなりすまし投票、身分証、身分照合はしないのかというところですが、当然ながら身分証明書で確認したら一番スムーズなのは確実なのはわかつております。ただですね、そういうたときにも身分証明書の偽造の問題とかですね、投票所に身分証明書を持ってこない方、身分証明書を持っていらっしゃらない方のこともありますので、全体的に考えてですね、今後どうしていくかというところを研究していかないといけないと思っておりますが、今のところですね、投票事務をスムーズに行うためには今的方法が一番適当であると考えておりますのでご理解ください。

○7番（三好東） 総務省に要望をするかというところもお答えいただきたいと思います。

○書記長（福家） その辺につきましてもですね、十分研究等まとめた上で、県選管と情報共有した上で、これから進めていきたいなと思っております。以上です。

○議長（河野） 以上で、三好君の一般質問を終わります。

○7番（三好東） はい、ありがとうございました。

○議長（河野） 13番、井上博道君。

○13番（井上） はい。13番、井上博道です。

○議長（河野） 井上君。

○13番（井上） それでは通告に従いまして、質問をさせていただきます。

「太陽光発電の在り方と対応について」。

現在、全国的にメガソーラー発電所（発電出力1メガワット以上）の過剰な開発が進

行中であり、自然環境の破壊、景観の劣化、災害リスクの増大等の深刻な問題が顕在化しています。特に、森林伐採を伴う開発は土砂災害、生態系破壊等を引き起こし、地域住民の不安と反発を招いています。現行の法令や条例による規制はなお不十分であり、住民運動や訴訟に発展する事例も少なくないようです。

本町においては、東分地区にある、出力が約1メガワットの太陽光発電所を始め、中小規模の太陽光発電設備が多数見られます。また、屋根や敷地に太陽光パネルを設置している民家等も多数見受けられます。

現代社会の生活は、果たしてこれほどまでに電力を消費し続け、次から次へと大小の太陽光パネルを設置し続けなければならないものなのでしょうか。私たちのライフスタイルの見直し、すなわち「電気を無駄に使わない」という基本的な姿勢こそが大事なのではないでしょうか。さらに、固定価格買取制度を背景にした太陽光パネル設置が、一部では利潤追求に偏る現象があることも否めません。結局は、再生可能エネルギー発電促進賦課金、通称再エネ賦課金と言われているものですが、再エネ賦課金として電気料金に上乗せされ、広く国民負担となるため、国民にとって真の利益にはつながらないのではないか。加えて、太陽光パネル設置をめぐっては、利権・癒着構造、特定外国企業への過度な依存、サイバー介入による発電制御（停電）といった深刻な懸念も指摘されています。

こうした全国的な状況を踏まえ、本町の町民の安心・安全の担保、将来世代への環境・景観保全等の観点から、常体で大変失礼ですが、以下の4点に対する本町の基本的な見解を伺います。

1、町内各所に大小の太陽光パネルがランダムに増え続け、地域環境・景観への影響が懸念される。本町においても、自然環境・住環境・景観保全と調和した再エネ政策の在り方を明確にする必要があると思われるが、本町の考えはどうか。また、メガソーラー級規模の開発計画が本町内にある場合、環境影響評価（環境アセスメント）や、事前の住民説明等をどのように考えているのか。

2、1に関連して、法令に反しない範囲で、全国の多くの自治体が「環境保全条例」「景観保全条例」「太陽光発電設備設置に関する条例」等を制定し、一定の規制をしている。本町として、太陽光発電に関する独自の条例やガイドライン制定を検討しているのかどうか。例えば、環境・景観保護、消火が困難な電気火災への対応、災害警戒区域への設置制限、発電事業者への認定制度の導入、発電事業者撤退時の各種案件整理への主導的役割等、自治体としてどのように抑制・管理機能を果たすつもりなのか。

3、本町が太陽光発電を推進する場合、将来的に、「巨大な発電所に頼らず、住宅や地域毎に再エネ設備を分散して設置して、電気をつくりだす」分散型再エネや、地域出資型のモデルも有効であると思われる。「地産地消」「住民参加型」「災害に強い」「送電ロスが少ない」「環境にも地域にも、より優しい」分散型再エネを本町として誘導、支援する考えはあるのかどうか。

4、寿命が20～30年と言われ、2030年代の後半以降に大量廃棄の時期を迎えると言

われている太陽光パネルのリサイクル義務化が政府で検討されていた。しかし、費用負担の枠組みが定まらないとして断念する方針を政府が固めたことが先月下旬、関係者により明らかにされた。年間で最大50万トン程度の廃棄量が推定されているが、処分場ひっ迫や大量不法投棄、環境汚染、健康被害につながる懸念も指摘されている。先行して回収・リサイクル体制構築に取り組んでいる地方自治体もある。本町はこのような太陽光パネルのリサイクル問題について、どのように考えているのか。

現代社会において、電力は必要不可欠な要素となっていますが、「電力に依存する生活を、どのように環境と調和させていくのか」が、私達に課せられた根本の問題だと思います。固定価格買取制度の投機的（偏った利益追求）利用、国民負担としての再エネ賦課金、景観・生態系の犠牲問題等、太陽光発電が本当に私達の未来に資するもののかどうかを真剣に考えなければならないと思います。

自然と調和し、町民と共に太陽光発電の在り方と対応についての本町の基本的な考え方をお聞きして、私の質問を終わります。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） 質問にお答えをいたします。

1点目の「再エネ政策の本町の考え方とメガソーラー規模の開発計画の対応」につきましては、本町は昨年度、綾川町地球温暖化対策実行計画を策定し、綾川町ゼロカーボンシティ宣言を行っております。2050年までにCO₂排出量実質ゼロを目指していく目標設定をし、その中で、豊かな自然や歴史などの私たちの宝を次世代に引き継ぐこととしており、環境にも配慮するように考えております。

また、大規模な太陽光発電開発計画がある場合は、安全面、防災面、景観、生物多様性の観点を含めた環境と周辺地域の住民への影響が考えられることから、開発事業者が行う環境アセスメントや事前の住民説明会等による適切な情報提供が必要と考えております。

2点目の「太陽光発電に関する独自の条例やガイドラインの制定」については、香川県環境影響評価条例及び香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインにより、香川県への事業計画書の提出及び住民説明会等を実施することになっており、香川県の条例やガイドラインでの対応ができることから、町独自の制定は考えておりません。

3点目の「分散型再エネを本町として誘導、支援する考え」についてですが、現在、公民連携による再エネの地産地消綾川モデルの検討を進めているところであります。分散型再エネの導入は、地産地消の実現、災害時のレジリエンスの向上、送電口の低減など、本町としても有効な選択肢であると考えております。今後研究してまいりたいと思います。

4点目の「太陽光パネルのリサイクル問題」につきましては、太陽光発電を再エネと

して活用していくためには、廃棄物問題があることは認識をしております。一時的に最終処分場もひっ迫するとも言われており、太陽光パネルのリユース・リサイクルを促進する必要もあると考えております。本町にも太陽光パネルのガラスを再利用したグラスの作製や建築材料として使用される珪砂として再利用するなど、リサイクル化を図ろうとしている企業もあります。このような再資源化の取組みや廃棄物処理につきましては、国の動向、これらを注視していく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○13番（井上）はい、あります。

○議長（河野）井上君。

○13番（井上）答弁ありがとうございました。3点ぐらい、ちょっと再質問をさせていただきます。

まず1番目に関して、メガソーラー級設備の開発計画は本町内のある場合云々って私質問しましたが、ある場合は私が書いたような提起したようなことも含めて、必要と考へるみたいなことを答弁がありましたが、計画そのものがですね、その民間から上がってくるでしょうし、町に何らかの申請あると思いますけども。それが現在あるかないかというのを聞きたかったわけですけども。それと全国各地、後でもちょっと申し上げる予定ですが、全国各地でもう深刻な問題がもう次から次と出ておりますが、これはもう建設だしてからってことですね。これでは遅いので、私は事前の問題提起、なるべく被害が少なくなるようにという観点で申し上げておりますので、本町内に、質問にも書いてますけども。東分地区のメガソーラー級の大きなのありますけども、それに準じる中規模の結構あります。今後ですね、山間部の本当に大きなメガソーラーとかそういうのがあるかないかを含めて、今のところはないならないでいいんです。あるかもわからんとかその辺もうちょっと具体的に教えていただきたいと思います。

それから2番目に関しては、香川県の条例等ガイドラインに基づいて検討するので本町独自のは、検討していないということですが、県に従うのは大事は大事なんですけども、やはりですね香川県内にも8市9町ありますけども、それぞれの自治体によってはブレが、環境条件とかいろいろ立地条件その他の異なることがたくさんありますので、やっぱり綾川町の、町独自のガイドラインなりを、これは制定する必要があるとは思います。例えば宇多津と、同じ綾歌郡内と宇多津と綾川町では全然条件違いますのでね。やはり、県はその辺も最大公約数というか最小公倍数的に条例はあるかもしれませんけども、やはり、町独自のですね8市9町独自のやっぱりガイドラインなり基本的な考え方を制定してこないと問題が大きくなつてからでは遅いので、これは至急考える必要があると思いますので、もう1回お答えをいただきたいと思います。

それから3番目の再エネ設備の地域分散型ですね。これを地産地消モデルを考えておられるようで、研究を、検討するというような答弁だったと思いますけども、これは非常に有効だと思いますんで。大きな、1個か2個しかないような大きな大発電所に頼

っていますとですね、何かあった場合に、非常に大きな問題になりますんで。滝宮地区を例えれば、住宅開発がもうものすごい勢いで進んでますけども、やっぱり都市開発計画を合わせてですね、再エネは別に太陽光パネルだけじゃなくて、風力とか綾川町はあんまり関係ないかもしれませんけど、地熱発電とか再エネもいろいろありますけども。市街地の開発も併せて、地域分散型の再エネ計画ですね、これもさらに研究して進めていただければと思います。

問題というか、4番目です。一番私、最後にリサイクルまで持ってきたのは、1つ意図もありますけども。オールドメディアと言われるテレビ、新聞は、私はあんまり見てないんでどうとも言えませんけども。特に、ニューメディアと言われる YouTube とかですね、その他いろんな媒体、この中には地域の放送局とかですね、全国放送で流れてるの、その動画で配信してる場合も多々ありますけども。いろいろ拝見しますと、非常にこれ、もうパネルを設置したけどあとはやりっ放しとかですね。もう地元の意見を無視して、国民から国民的なその問題を挙げられても、業者が全然言うこと聞かずに関発するとかですね、非常に深刻な問題になっております。先に、これもちょっと書いてますけども、先月の下旬ですね、国がリサイクル義務化を検討していたが断念したということですんで、国は、あまり国政の批判とかもしたくないですけども、国がやってることは全部正しいかと、正当であるかというところは甚だ疑問であります。やっぱりアジア特定国との影響を強く受けているとの場合もあります。それがリサイクル化をとりあえず当面断念してるということですね、地方も当然国がその断念、とりあえず見直しを検討、見直しというか断念するというのは政府が出てますんで、国が指針が出せないんだから、私は別に地方自治体に従わんとかいうようなこと言う業者等がいるかもわかりませんし。一部は日本国内の中にはそのリサイクル設備をですね、専門的に開発してる会社もあります。香川県でしたら一番近い岡山県でですね、95%ぐらいリサイクルができる装置を開発して、一部市販してた企業もあったようですけども、どういうわけか、その会社の社長が亡くなられたというような問題とかも無限に近いぐらいあるんですけども。これはリサイクル問題はもうちょっとあんまり真剣に、町としてね、問題になる前に取り組んでこないと、もう極端なこと言うたら発電設備、設置しっ放しで、ある日突然いなくなったりや、リサイクルはどうしたらいいかわからんとかですね、下手したら私の前回の一般質問じゃないですけども、どっかのね不届き者が山間部に知らん間に投棄するとかですね、有害物質がいっぱいありますんで。こういうこともあるんでもうちょっと本町独自のですね、ポリシーというかガイドラインをしっかり持ってこないといかんと思うんですけども。もう1回その辺なんとか、後の時間少ないんですけど、よろしくお願ひします。回答お願ひします。

○議長（河野） 中添住民生活課長。

○住民生活課長（中添） はい、議長。

○議長（河野） 中添君。

○住民生活課長（中添） はい。

○住民生活課長（中添） 井上議員の再質問にお答えいたします。

1点目、2点目ですけども、現在開発というのはこちらの方では今現在のところ上がっておりません。先ほどの太陽光のガイドラインですけども、住民説明会等々の規定も中に入っていますので、そちらの方で対応をさせていただきたいと思います。

3点目の分散型の方なんですけども、おっしゃる通り分散で、リスクを分散するのはいい考えだと思いますので、町の方といたしましては、市街地の住宅用の太陽光等をですね、普及させていきたいというふうに考えております。

4点目のリサイクルの問題ですけども、ご指摘の通り問題はあるとは思いますが、町で完結するっていうのは非常に難しいことありますので、現在のところは国の方を注視してまいりたいということでご理解いただきたいと思います。

以上で回答を終わります。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○13番（井上） はい。

○議長（河野） はい、井上君。

○13番（井上） あらかた回答いただきましたので要望的なものになりますけども。

全国的には、例えば北海道の釧路湿原がもう、いや表現悪いですけども、はげ山みたいになってですね、もう再び湿原化するのは再生不可能ではないかと言われていたり、長崎の五島列島のとか、奈良とか和歌山、もう全国的にも無茶苦茶なってますんで。綾川町もああいうふうになってからでは遅いんで、本当にもう、真剣にね、十分行政のことをいろいろ考えておられるとは思いますが、これでも真剣に、できるところは速やかに対策を、対応をしていただきたいと思いますのでよろしくお願ひをいたします。

以上で終わります。

○議長（河野） 以上で、井上君の一般質問を終わります。

○議長（河野） ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 10時48分

再開 午前 11時00分

○議長（河野） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

○議長（河野） 4番、大西哲也君。

○4番（大西） はい、議長。4番、大西哲也。

○議長（河野） 大西君。

○4番（大西） はい、議長。

○議長（河野） なお、大西君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○4番（大西） それでは通告に従い一般質問を行います。

「多面的機能支払交付金について」。

農業は、食料生産という重要な役割を担う一方で、国土や自然環境の保全、水源のかん養、良好な景観の形成、さらに豪雨による水害や土砂災害の防止、文化の伝承機能など私たちの生活に欠かせない多面的な機能を有しております。

しかしながら、少子高齢化、農村地域の過疎化など集落機能の低下により、従来の共同作業による農業の基礎インフラの維持が困難になったことから、水路、農道、ため池、法面等、農業を支える共用設備を維持管理するための、地域の共同作業に支払われる「多面的機能支払交付金」は、その活動を支援する重要な制度です。

農地の大規模化は、米の増産を推し進めることに舵を切った政府においても、重要な農業施策のひとつではありますが、本町の地形を踏まえると、集約が難しい農地も多く、「多面的機能支払交付金」の活用は農地の維持に大きく寄与しております。

制度の活用により、地域活動も活発に行われておりますが、一方で、活動の継続や担い手の確保など、制度の運用における課題も見受けられます。

そこで以下の点についてお尋ねいたします。

交付金を活用している組織数や対象となる農地面積の推移とそれについての見解は。

担い手の確保、申請者の事務作業の負担、現地調査等の業務委託費の増加についての考えは。

施設の長寿命化における予算が不足しているとの声もあるが、国や県への要望は。

以上、3点、答弁よろしくお願ひします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） 議員のご質問にお答えをいたします。

多面的機能支払交付金は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援するものであります。

1点目の、交付金を活用している組織数及び農地面積についてであります、令和4年度は、35組織、956ヘクタール、令和5年度は、39組織、1,000ヘクタール、令和6年度は、41組織、999ヘクタールであります。町といたしましても、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に有効な交付金と捉えておりますので、加入促進のため、町ホームページで周知をしており、今後は、広報紙でもPRをしてまいります。

2点目ですが、担い手の確保については、大きな課題であります、まずは、組織内での話し合いや、農業委員・農地利用最適化推進委員への相談、農地機構の利用を検討していただきたいと考えております。事務作業の負担については、農林水産省から今年度改正として、様式の簡素化が示されている他、県・土地改良事業団体連合会・町が合

同で、各組織を対象として毎年開催しております事務研修会において、意見交換を行つております、組織からの要望も聞いております。また、現地調査等の業務委託費の増加につきましては、人件費の高騰や筆数により増加しているものであります、今後とも必要経費については、精査をしてまいります。

3点目の国や県への要望についてであります、予算要望の際に町から県へ要望しております。また、事務研修会においての意見交換で出た要望についても、県、土地改良事業団体連合会を通じて、国へ要望をあげておるところであります。

以上答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○4番（大西）はい、議長。

○議長（河野）大西君。

○4番（大西）はい。

○4番（大西）はい、答弁ありがとうございました。ちょっと質問をいくつかしたので再質問も何点かあります。

まず1つ目、これちょっと質問ではないんですけども、予算要望に関してですけれども。どうしてもですね農業者も、ついついその予算が足りない、もっと出ないのか、困ってると、そういうものはどうしても要望ばかりになってしまいがちだと思います。その中でちょっと話をしたんですけども、やっぱりこの交付金がどういうふうに活用されていくのか。この交付金があるおかげで例えば、従事者が年齢的なことだったりとか、生産性が向上してるとか、そういう数字的なことをやっぱり提案していかないと、なかなか要望するだけでも通らないというふうにも聞きましたので、農業者がどれだけ把握できるかわかりませんけれども。申請するときにですね、おそらく町の職員も担当者が対面でお話すると思いますので、要望を聞くプラス、ヒアリングといいますか、どういったふうにすればそれがより通るのか、どういったことがこの交付金で活用されているのかを、是非ちょっとヒアリングしっかりしていただけたらなというふうに思います。

で、質問になるんですけども、この対象組織数と面積、対象者数は少し増えて、ただ面積は、令和5年度・6年度は横ばいということで。これもちょっとやめた方もいらっしゃるというふうにも聞きました。令和4年度はしてたけれども5年度はもう交付金を活用しないという、それはたぶん組織の事務的な手間だったりとか、リーダーの役割、支援員の作業者がいないとか、いろんな理由があろうかと思います。そこに関してですね、広報で今後も知らせていくということだったんですけども、是非広報ですね、制度のお知らせだけではなくてですね、農地の多面的な機能について、先ほど冒頭で私の方から説明した、ちょっと長々と説明してしまったんですけども、単に食料生産以外の役割もあるということを含めて広報では周知をしていただきたい。そういう周知はしていくということなんですけれども、その内容についてちょっとご質問をさせていただきます。

2点目がですね、担い手と、事務作業のことなんですけれども、国の方もですね、令和7年度から広域化に関して、補助金の制度ちょっと充実というか追加をしております。この広域化についてですね、おそらくこの補助金の追加いうのは、事務作業を例えればその専門の業者に委託をするとか、そういったことも含めた補助金の制度だと思われますが、この広域化についてと事務作業、本人ではなく委託するという選択肢、これに関して他市町の動向もあるかと思いますが、本町はどのように考えているのかについてお伺いいたします。

あと業務委託費に関してですけれども、これもどうしても国・県の補助に関しては、この農地ほどは補助金が出てないというふうに聞いております。ですので当然、この交付金の活用が増えていくにつれ、負担も増えていくと思いますので、そこに関して今、中山間地や多面的な制度の連携対応したシステムを開発しておられる企業だったり、当然その開発したシステムを利用しておられる自治体もございます。G P SとかG I Sとかの衛星システムなんかを活用してということなんですけれども。こういった業務の効率化に向けたI C Tの活用、主に農地の現地調査になろうかと思いますが、これに関しては今後、この町の負担の増加を踏まえた上で、何か考えられてことがあるのかどうかについて、お伺いいたします。

質問は3点です。よろしくお願ひいたします。

○議長（河野） 福家経済課長。

○経済課長（福家） はい、議長。

○議長（河野） 福家君。

○経済課長（福家） はい。

○経済課長（福家） 大西議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今後の広報につきましては、いろいろ交付金の使途でありますとか、こういった対象が町内で、これはどこでやっておるのかはホームページも載っておるところなんですけれども。こういった内容を再度、広報紙で周知をして、また農家の方が読まれると思われます農業委員会だより、これにつきましても今後、こういった内容のP Rの方はしていきたいと考えております。

2点目の広域化についての事務作業の委託ということでございますが、県内の他市町につきましては、土地改良区の方がまとめて委託を受けてやっているというところでございます。

3点目の現地確認で衛星システムの活用ということでございますけれども、今のところ県内の市町ではございませんので、どういった費用をまた、担当者の手間といいますか、作業があるのかっていうのは今後検討課題とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○4番（大西） はい、議長。

○議長（河野） 大西君。

○4番（大西）はい。

○4番（大西）はい、課長答弁ありがとうございました。

広報のPRに関してはですね、先ほど農業者に向けてもということあったんすけれども、是非非農家の方にも響くようなPRをしていただきたいというのが、ちょっと要望としてあります。要は制度の説明に関しては、なかなか非農家の方見てもあまりピンとこないと思います。それと同時に、この制度を活用して農地を維持することで、非農家の方にもどういったメリットがあるのかというのが多機能交付金の意味合いだと思いますので、是非PRの際にはですね、そういった農地の、非農家に向けた農地の価値といったものも是非していただきたい。そこをちょっとお願ひしたいなということでちょっと再質問させていただきました。

あと、他市町ということで、確かにまだ広域化されてる市町に関してちょっと私も県内どこがあるのかっていうのは、ちょっと把握はしてません。で、GPSとかGISのシステム使ってるところはないということで、県外でも、岡山とかに少しあったんですけども、やっぱりあまり進んではないというか、というのが現状だと思います。ただ、県内の、僕の方でちょっと確認したら、三木町さんが先進的とまでいえるかどうかわかりませんが、町内の地図に落とし込んだ交付金対象してた組織とか、その面積ですね、この地区、この地区、この地区の、ホームページ上に出されてました。それちょっと課長とお話したときも直接対面で図面見せていただいたんですけども、ああいったものも是非、公開できるものであれば公開していって、町民の方に広くどれだけの農地がどれだけの人が管理してたのかとか。また農業者もですね、自分たちの地域で弱いところがあるとか、ここは比較的見てくれてるんだなとか、そういうこともわかりやすくなると思いますので、そこも含めたそのちょっとPRをお願いしたいなというふうに思いますが、ちょっと課長の考えをお願いいたします。

○議長（河野）福家経済課長。

○経済課長（福家）はい、議長。

○議長（河野）福家君。

○経済課長（福家）大西議員の再々質問でございますけれども、今後PRにつきましては、非農家に届くようなPRということのご要望でございますので研究してまいりたいと思っております。また、地図につきましてはもうホームページの方で公開をしておりますので、広報紙等に載せるときにはホームページで公開しているというところで、PRしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（河野）大西君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○4番（大西）それでは2問目の質問に移ります。

「家具類転倒防止対策促進事業の拡充を」。

日本は地震大国であり、近年においても大規模な地震が各地で発生しており、南海トラフ地震の起こる確率は、今後30年で70~80%、平均発生間隔は88.2年というデータもあることから、いつ発生してもおかしくない状況といえます。

過去の大規模地震では、家具類の転倒によって多くの方が犠牲になりました。

香川県地震・津波被害想定調査報告書には、家具類の転倒、落下防止対策によって、死者数を4分の1に軽減できるとの想定も示されており、特に高齢者や障がいのある方等、避難行動に支障をきたす方々にとって、家具類転倒防止の対策が命を守る重要な施策であると認識しております。

本町では、家具類転倒防止対策として、転倒防止器具の購入費を補助する「家具類転倒防止対策促進事業補助金」を実施しておりますが、その周知や活用状況、今後の拡充について更に検討の余地があるのではないかと考えております。

そこで以下の点についてお尋ねいたします。

申請件数及び補助額等の実績とそれについての見解は。

高齢者や障がい者、生活保護や住民税非課税世帯等の対象者別の対応、取付けの人的補助、器具購入における補助金の拡大、オンライン申請など、支援の拡充に向けた考えは。

以上、2点、答弁よろしくお願いします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） ご質問にお答えをします。

まず初めに、「申請件数及び補助額の実績とそれについての見解」についてであります、本事業でございますが、令和元年から行っております。現在までに18件の申請について交付を行い、総額9万5千円、平均約5千円の補助を行ってきたということであります。

本町の9月1日現在の世帯数は約1万世帯とあります、そのうち家具類の転倒防止措置が必要な家具類を所有している世帯数は未知数としても、現在までの補助件数は、低调ということで認識をしております。

次に、「高齢者や障がい者、生活保護や住民税非課税世帯等の対象者別の対応、取り付けの人的補助、器具の購入における補助金の拡大、オンライン申請など支援の拡充に向けた考え」についてでありますが、家具類転倒防止の設置の人的補助につきましては、以前は、香川県防災士会により、取付支援を行っておりましたが、現在は行われておりません。自ら購入し取付け申請していただいておるというところであります。

今後は、現行の補助率の見直しとか、オンライン申請なども検討してまいりたいと考えております。また、取付支援につきましては、綾川町建築業協会に協力をいただくことを検討しておりますので、多くの町民の方々が家具類転倒防止の対策などを実施することにより、減災を推進してまいりたいとそのように考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○4番（大西） はい、議長。

○議長（河野） 大西君。

○4番（大西） はい。

○4番（大西） はい、答弁ありがとうございました。

数字から見ても、やはり低調という面に関しては私も同意です。ただですね、やり方がそこまでまずいのかというよりかは、なかなか住民の方に響かないというか、実際この価値は皆さん理解はされてるんでしょうけれども。僕も直接伝えてもなかなか、そのじやあしようかとか、少しお金も出るとか、ということ伝えて、やっぱりその自分が動くということに対しての少しハードルが高い、ですのでその町の行政の周知が足りないとかそういったことは決してないのかなと。ということでちょっと他市町とか見てたら、もう少し対象者を絞ったような補助制度とか、そういうのがあったので、どこも困ってるんだろうなということは感じました。その中で、答弁の中で、県の防災士が以前は取付けの補助をしてたとか、現在もその一部の施設とか条件を決めてそういうことをする場合もあるようなんですかけれども、なかなかその派遣も難しいということで。その人的補助が私もまあまあハードルとしては高いのかなというふうに感じましたので、防災士がとか、建築士の協会の方に協力を依頼するとかということだったんですけれども。町の職員ですね、現在その防災士の資格をということで、これかなりたぶん県内でもまだ事例がないというか、これだけ職員全員防災士の資格を取ろうという動き、おそらくないと思います。この防災士の資格を取ったその職員、県じゃなくて町の職員がこの人的補助、少し動くということは難しいんでしょうか。そこについてちょっとご質問させていただきます。

○議長（河野） 福家総務課長。

○総務課長（福家） はい。

○議長（河野） 福家君。

○総務課長（福家） はい、議長。

○総務課長（福家） 大西議員の再質問にお答えをいたします。

町の防災士を取った職員が、こういったところの人的補助にも、もうのがいいのではないかというご質問であります。

先般ですね、私ども町の職員もですね、防災士の資格を取るべく、職員、勉強して取り組みました。このことにつきましてですね、まず1つは、こういった資格を取ることによって職員の意識が変わっていったと思ってます。災害が起こる前の準備期、それから災害が起こったときの発災時の対応、それから復興期ということで職員、みずからそれぞれ勉強しまして、対応について確認したと思ってます。

こういったところでですね、すぐに町の職員が人的補助にまうっていうところは、なかなか難しいところではありますが、これにつきましては、こういった職員、防災士の研修をしたことによって、職員の意識が変わっております。職員の意識が変わったらですね、行動も変わってくると思いますし、こういったところが施策の方にも生きてくる

と思いますので、そういったところで、前向きな施策の方で、施策の立案の方考えていきたいと思ってます。以上、答弁といたします。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○4番（大西）はい、議長。

○議長（河野）ありますか。はい、大西君。

○4番（大西）はい。

○4番（大西）はい、答弁ありがとうございました。

職員の意識から行動に期待しているということなんですねけれども、この制度の拡充とは、すいません少しずれるんですけども、器具の取りつけに関して今、行政が一般の町民に対して促してはいる状況なんですねけれども。逆に職員が働いてる職場ですね、行政が管理している公共施設だとか、この庁舎とかも含めてだと思うんですけども、そこに関しては取付けの確認であったりとか、実際器具の取付けをしているかどうかとかができるのかどうかについてお伺いしたいのと。

あとさらに、職員が働いてる職場の庁舎だったり、学校とかでも職員室がとか、こども園とかでもその職員室と、公民館で事務室とか、そういった場所もあると思います。そこに関してもちろん各々の責任者に任してはいることだとは思うんですけども、今回防災士の資格ということで、改めて防災士の資格を取った職員の目線で見た器具の取付けの必要性、もしかしたら今まで気付かなかったとこに気付く面もあるかもしれません。で、さらには職員の命守ること、これ当然なんですねけれどもそこがおそらく、災害後の復興支援というか、生活の支援ですね、やはり職員の力、非常に重要だと思いますので、そのときにその事務所から出れないとかいうのはないと思うんですけど。やっぱり命を守ることは住民の命ということにつながると思いますんで、是非そこをもう一度もしできてない部分足りてない部分があるのであれば、もう一度防災士の目線で職員でもう一度見るということは必要だと思うのですが、ちょっと今どういう状況なのかについて、お伺いします。分かる範囲で構いませんのでお願いいいたします。

○総務課長（福家）はい、議長。

○議長（河野）福家総務課長。

○総務課長（福家）はい、議長。

○総務課長（福家）大西議員の再々質問にお答えをいたします。

職場の安全の管理っていうところでございますが、ちょうどですね、防災士の講習を受けるところ辺りからですね、私どもも職場の安全管理、安全衛生というところから、キャビネットの上に置いてある荷物とかですね、地震が起きたときに上から落ちてきたり、棚から書類が崩れるというところで、職場でいるときに、そういったとき支障がないようにとか、職員がけがをしないようにキャビネットの整理はつい先日職員の方にお願いして整理をしています。ただですね、業務もどんどんあることからですね、常にそういったところを啓発していってないとですね、できないところがありますが、そのところは啓発していきたいと思っております。

棚は転倒をしないようにですね、転倒防止の金具を棚には取り付けておりますので、あとですね、庁舎外におきましてもそういったところは、また啓発の方していきたいなと思っております。

おっしゃった通りですね、防災士を取ったことによって職員の目線が変わっておりますので、この辺りですね、これまで以上にスムーズに進んでいくということを期待しております。以上です。

○議長（河野）以上で、大西君の一般質問を終わります。

○議長（河野）15番、福家利智子君。

○15番（福家利）はい、議長。15番、福家利智子。

○議長（河野）福家君。

○15番（福家利）はい。

○議長（河野）なお、福家君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○15番（福家利）通告に従い、一般質問をさせていただきます。

1つ目、「平和学習について」。

戦後80年の節目を迎えるにあたり、1945年7月4日の高松空襲によって、多くの市民の尊い命が奪われ、街が焼き尽くされた事実を改めて心に刻んでいます。戦争の悲惨さと平和の尊さを後世に伝えていくことは、戦争を直接体験した世代が少なくなった今こそ、より一層重要になっています。戦後の復興を経て今日の豊かな街を築いてこられた、その礎には多くの犠牲と市民のたゆまぬ努力がありました。高松空襲は、広島、長崎の原爆、沖縄戦と並び、日本各地で市民を巻き込んだ戦争の象徴的惨禍のひとつです。この歴史を風化させることなく、未来を担う子どもたちに語り継ぐために7月4日を「平和学習」として取り組む必要があるのでないでしょうか。町内6年生の児童が校外学習として広島平和記念資料館に見学し、「平和の願いへの共感」「原爆被害への理解」「平和に向けて自分ができること」等様々な視点・角度からリアルに実感でき身近なこと・自分ごとにつながったと思います。児童にとって戦争の実態を知り、考えるための他に代えがたい貴重な体験です。この学びによって、恒久平和への願いを新たに共有していくため、これから「平和学習」の取組みを教育長にお伺いいたします。

○教育長（香川）はい、議長。

○議長（河野）香川教育長。

○教育長（香川）はい、議長。

○議長（河野）教育長。

○教育長（香川）福家利智子議員の「平和学習について」お答えをいたします。

今年は、戦後80年という節目であり、戦争を体験した方の高齢化による減少に伴い、戦争体験者の生の証言が聞きにくくなり、太平洋戦争を知らない世代にとっては、実感を伴わない歴史的事実となっています。また、近年は、ウクライナ問題、中東情勢など、戦争被害を目の当たりする事態となり、改めて戦争の悲惨さを考え、伝えなければいけない時代であります。さらに、多様性と共生社会の実現が求められる時代にもかかわらず

ず、ヘイトスピーチや排外主義の台頭など、人権教育の視点としても「平和学習について」は重要です。平和学習については、「記憶から記録」の時代となり、どのように戦争から得られた教訓等を継承していくかが大きな課題となっている中、小・中学校の平和学習は大変重要であると認識しています。

さて、平和学習については、文部科学省の学習指導要領では教科として「社会科」、特別の教科「道徳」において規定されています。平和学習とは、戦争や暴力のない平和な社会を実現するため、戦争の悲惨さ、平和の大切さ、そして紛争解決の非暴力的手段について理解を深める教育活動であり、平和に関して自分にできることを模索していく活動と認識しています。

町内小・中学校における平和学習の取組みは、社会科の歴史学習、広島平和記念資料館での見学、平和への祈りを込めた千羽鶴の寄贈や、語り部の原爆体験実話の聴講、戦争に関するビデオ視聴等、戦争の実相を教材とし、歴史的教訓から学び、世界に視野を広げ、将来に平和を築く意欲を育むことを目的として、実施しています。また、ご質問にもありました、「7月4日高松空襲」についても、毎年ではありませんが、語り部の聴講や、「高松市平和記念館」の見学などを各学校が計画し実施しております。身近な戦争被害の史実を知ることは、平和の尊さを実感させる上で大変有意義な取組みであると考えております。

今後とも、平和学習の充実と様々な分野における学びの充実に取り組んでまいります。以上、福家議員の「平和学習について」の答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○15番（福家利）はい、議長。再質問。

○議長（河野）福家君。

○15番（福家利）はい。

○15番（福家利）答弁ありがとうございました。

世界の情勢を目に映せば、3年前の2月にロシアがウクライナに侵攻し、今なお戦闘が続いているということで、本当にですね、1日も早い停戦を願っているということです。本当にですね、戦争や平和について、学校では国語とか歴史の授業の中で知識を教えてている程度ということで、そのために校外学習の方に、じっくりとで、学んでいくということの姿勢ですが、自分たちが平和をつないでいくための、戦争のことを知り、後世につないでいくことが大切、教育長もそう言ってましたが、その大切さを次につなげていくための、どういう取組みをこれからしていくのかを具体的にお願いいたします。

○教育長（香川）はい、議長。

○議長（河野）香川教育長。

○教育長（香川）はい。

○教育長（香川）福家議員の再質問にお答えをいたします。

非常に貴重なご意見をいただきました。子どもたちに戦争の悲惨さを実感させ、平和な世界、世の中をつくることの大切さをしっかりと学び取ってもらうために、学習指導

要領の示す、主体的、対話的で深い学びを平和学習にしっかりと反映させ、小・中学校の子どもたちの発達段階に応じた取組みを進めてまいりたいと考えております。

具体的には、小学校低学年では絵本や身近な生活を題材に、仲良く助け合うことの大切さを学び、中学年では地域の戦争遺跡や資料を調べる活動を通じて、平和と自分の暮らしのつながりに気付かせたいと考えます。高学年では歴史学習や戦争体験者の証言をもとに、討議や発表を行い、平和な未来をつくる主体として考えを深めさせたいと考えています。

中学校では、戦争と人権や国際協力など、現代的課題を探求課題とし、討論やＩＣＴを活用した交流を通じて多角的に学び、その成果を社会に発信する実践を深めさせたいと考えております。

このように子どもたちが自ら問いを立て、対応を重ね、学びを行動につなげることで平和の尊さを自分事として受け止め、将来にわたり主体的に平和な社会をつくる意欲や態度等を育んでいきたいと考えております。

以上で、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○15番（福家利）ありません。

○議長（河野）はい、福家君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○15番（福家利）はい。2問目に入りたいと思います。

「投票率の向上と主権者教育について」。

選挙権が得られる年齢を「20歳以上」から引き下げて「18歳以上」にする改正公職選挙法が2015年6月17日に成立しました。若い世代が政治に関心を持ち積極的に政治に参加することが期待されていました。しかしながら国政選挙をはじめ地方選挙など全体的に投票率が低下する傾向にあり特に10歳代、20歳代の投票率は他の年代より低い状況です。

7月20日投開票だった参議院議員選挙の投票率は、綾川町では61.19%、前回の令和4年7月より7.1%プラスになっていますが、若い世代が積極的に政治参画することは緊急性の高い問題だと思います。現実にある課題や争点について学び、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考えて判断し行動する能力を身につけるため、主権者教育を高校だけでなく小・中学校から積極的に行うことが重要です。投票率向上に向けた取組みと、主権者教育をどのように促進していくのかをお伺いします。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）はい、議長。

○町長（前田）はい、まず最初に「投票率の向上について」お答えをいたします。

綾川町における第27回参議院議員通常選挙における投票率は61.19%で、前回より7.1ポイントの上昇となっております。今回の選挙に対する関心の高さに加えまし

て、無線放送による呼びかけや公報車による巡回放送など、これまでの投票率向上に対する取組みが、一定の効果を示すものであったのではないかと考えております。

また、10代、20代の若い世代の投票率につきましては、10代が43.75%、20代が49.13%と、それぞれ前回より、15.76ポイント、これは10代ですね。20代が13.83ポイントの大幅な上昇となっております。他世代に比べ投票率は低い水準であったことは認識をしているところでもあり、投票行動の根底にある政治参画意識の醸成と機会の拡大を、今後も継続して推し進めていく必要があると考えております。

そのため、綾川町において、さらなる投票率向上のため、投票を呼び掛ける無線放送や公報車などを利用した選挙啓発の実施に加えまして、若年層をターゲットにSNSを活用した啓発活動にも取り組んでまいりたいと考えております。

また、若い世代を含めた幅広い世代の投票率を高めるため、投票事務従事者に大学生などの若い世代を採用することで、若年層が選挙を身近なものと感じ、明るい雰囲気で気軽に投票ができる環境づくりを行うなどの取組みについても検討してまいります。

以上、「投票率の向上について」は以上の答弁とさせていただいて、「主権者教育について」は次、教育長からお答えをいたします。

○教育長（香川） はい、議長。

○議長（河野） 香川教育長。

○教育長（香川） はい。

○議長（河野） 教育長。

○教育長（香川） 福家利智子議員の「主権者教育について」お答えをいたします。

主権者教育についてでありますが、昨今の若者の選挙離れ、政治的無関心は社会的な問題であり、小・中学校における早い段階での主権者教育は重要であると認識しております。

主権者教育については、文部科学省の学習指導要領では、社会科の「公民分野」での日本国憲法の三大原則の学習をはじめ、政治や社会の仕組みを理解するとともに、戦争の歴史を学び、平和についての学びを深めることとなっております。また、「小・中学校向け主権者教育指導資料」が作成され、小学校社会、中学校公民授業における指導事例も示されています。またその中には、児童会や生徒会などの特別活動における指導事例も含まれています。

そのような中、町内小・中学校では、社会科の授業において、選挙制度を始め、様々な政治参加の方法等、民主主義における国民の意思決定過程のしくみやその意義等を学んでおり、校外活動として、町議会を訪問し、地方自治の大切さを感じる活動も行われています。

また、児童会・生徒会活動においても、主体的に学校課題を考え、解決していく活動や、役員選挙を行う際、本物の記載台や投票箱を使用し、選挙を疑似体験できる工夫などをを行っているほか、夏休みには選挙啓発ポスターの作成を課題として与えるなど、選

挙制度に触れる機会を提供しております。

今後とも、国や社会の問題を自らの問題として捉え、自ら学び行動できる子どもたちを教育するため、先ほどの答弁でも触れましたが、「主体的・対話的で深い学び」の充実を進めてまいります。

以上、福家議員の「主権者教育について」の答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○15番（福家利）はい。再質問。

○議長（河野）はい、福家君。

○15番（福家利）はい。

昨年の衆議院選挙ですね、高松市の商業施設に期日前投票を10時から午後8時までという設置をされてました。全国で140カ所を設置されたという、去年の衆議院選挙ですね。やはりこの買い物客をターゲットにして、気軽に投票ができる期日前投票ということをやられていました。で、本当にですね、期日前投票が今増えています。そういう中で、投票率の向上も含めて、工夫はされていますが、綾川町では、そういうこれから選挙に対して、その期日前投票のあり方、どのように考えているかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（河野）福家総務課長。

○総務課長（福家）はい、議長。

○議長（河野）福家君。

○総務課長（福家）はい、議長。

○総務課長（福家）福家議員の再質問にお答えします。

期日前投票場等の商業施設での開設等のご質問だと思います。この件につきましては、私どもですね、選挙人の利便性の向上を図る上で、取り組まなければならないことだと考えております。ただですね、私ども期日前投票所、町役場のところと、それから支所と2カ所置いています。そういうところの距離的な問題とかですね、あと職員の人数の問題、人的な問題ですね、そういうところを今後見定めていきながら、検討していきたいと思ってます。

商業施設からも、そういう要望あることは確かなんで、そういうところ、いろんな課題を解決した上でですね、研究してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○15番（福家利）はい。再々質問。

○議長（河野）はい、福家君。

○15番（福家利）はい、それでは教育長の方にお聞きしたいと思います。

児童生徒が社会で起きている事柄に興味や関心を持ち社会の形成に参画する基礎を培う観点からですね、自分たちの住む町の政治や経済に、地方自治などの地域の関係機関と連携して学習することが大事だと思います。これまでですね、12月の定例会に児童、生徒が傍聴しに来ていました。今はですね、校外学習として、議場の見学等という

ことでやられていますが、是非子どもたちの、この議場の中で子ども議会をしていただきながらですね、自分の町がどういうふうになっているか、またその提案も含めてですね、やっていただきたいと。校長会でいろいろ議論されると思いますが、是非これは未来ある子どもたちのためにお願いしたいと思いますが、どういうご意見かお聞きしたいと思います。

○教育長（香川）議長。

○議長（河野）香川教育長。

○教育長（香川）はい、議長。

○議長（河野）教育長。

○教育長（香川）福家議員の再々質問についてお答えをいたします。

非常に大事なご提言をいただきました。私も社会科の教員として、若い世代に是非関心を持ってもらいたいという願いを込めてこれまで教壇に立って、社会科の授業を進めてまいりましたが、今もその気持ちは変わっておりません。子どもたちが自分の1票が社会を動かすという実感を持てるかどうか、これが将来の投票行動に大きく関わってくるなと思っております。

先ほど福家議員からご提案をいただきました、子ども議会ですね、これについては他市町でもいくつかの自治体が取り組んでおりますので、そういった他市町の状況をしっかりと学ばせていただいて、本町にどのような形で反映できるのか、これをしっかりと検討して、また考えてまいりたいと思っております。

議員の思いはしっかりと受けとめて、これからも校長会等で伝えたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（河野）以上で、福家君の一般質問を終わります。

○15番（福家利）はい、ありがとうございました。

○議長（河野）ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（河野）休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

○議長（河野）11番、大野直樹君。

○11番（大野）議長。

○議長（河野）大野君。

○11番（大野）はい。11番、大野です。

○11番（大野）はい、それでは質問をさせていただきたいと思います。

「手話言語条例の制定について」質問をさせていただきます。

ろう者や難聴者の方々が、地域社会で、安心して暮らし、情報や意思疎通においても、平等に参加できる社会の実現は、私たち自治体に課せられた大きな責務だと感じております。

全国的にも「手話は言語である」という理念に基づいた手話言語条例の制定が進められており、その意義は年々高まっています。

私は、令和元年6月定例議会において「手話言語及び障がいのある人のコミュニケーション手段」について質問をさせていただきました。

その中で、特に、手話を言語と位置づける条例の制定についても取り上げさせていただきました。当時の答弁では、理念法ではあるものの、手話を言語とする、ろう者が安心して生活できる環境づくりや、聴覚障害者や手話への理解を広げるという意味で、条例制定には大きな意義があると答弁をいただきました。

あれから数年が経ち、状況は大きく変わってきております。令和7年6月18日には「手話に関する施策の推進に関する法律」が衆参両院で全会一致により可決され、同月25日に交付されました。

これは、手話を言語として位置づけ、社会全体でその普及と利用を促進するという、非常に重要な法整備であります。

平成28年4月には、障害者差別解消法が施行され、障がいの有無にかかわらず、互いにその人らしさを認め合いながら共に暮らす社会の実現が当たり前の時代となりました。

そうした中で、手話の普及や手話による意思疎通、そして、ろう者の社会参加の促進や保障を進めることは当然の責務であると考えます。

そこで以下の点について町のお考えを質問させていただきます。

本年、6月25日に交付された「手話に関する施策の推進に関する法律」により、本町の施策や体制にどのような変化が生じると考えていますか。

本町として、あらためて手話を言語とする条例の制定についてどのようにお考えでしょうか。

9月23日は「手話の日」手話言語国際デーと定められていますが、本町として、この日に合わせた啓発活動やイベントをどのように企画し、実施するお考えなのか教えて下さい。以上です。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

国におきましては、「手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）」が、今年の令和7年6月25日に施行されております。同法は、手話に関する施策を総合的に策定、実施する責務を国及び地方公共団体が担うということを定めておりま

す。

本町における体制や施策につきましては、手話対応が必要な窓口業務においては、職員による筆談やタブレットによる文字起こし、イベント時の手話通訳派遣などを要望に応じて対応しています。また、町民向けの手話講座も公民館で開講はしておりますが、現時点では十分な普及には至っておりません。

手話を言語とする条例の制定については、聴覚障害のある方があらゆる場面で平等に参画できる社会を実現するため、行政として責任を果たす重要な施策であると認識しておりますので、聴覚障害者団体と連携をして、手話に関する必要な支援や研修の実施、非常時における対応力の向上などを総合的に進め、聴覚障害者に限らず、誰もが町政に参加できる社会の実現を目指して、本町としても手話言語条例の制定に向けた検討を進めてまいります。

また、9月23日の「手話の日」に合わせた啓発活動やイベントなどにつきましては、現時点では計画しておりません。ただし、本年11月15日から26日にかけて、日本で初めて聴覚障害者のための国際スポーツ大会であります「東京2025デフリンピック」が開催されます。この国際大会には、綾川町出身で香川県から初めて出場する片山結愛選手がデフバドミン競技に出場いたしますので、この機会を通じて、手話の相互理解を深めるとともに、手話の普及に努めてまいりたいとそのように考えております。以上です。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○11番（大野）ありません。

○議長（河野）はい。大野君の2問目の質問を許します。

○11番（大野）はい、続きまして次の質問に移ります。

「ストップ地球温暖化について」。

本町は令和7年2月28日に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2030年度までに温室効果ガス46%削減、2050年度までに二酸化炭素排出量実質ゼロという大きな目標を掲げました。始まったばかりの計画であり、各課が手探りで施策を進めている状況は十分承知しております。そのうえで、町の取組みを、さらに前に進めるために、いくつかの提案と質問をさせていただきたいと思います。

1つ目、「公共交通のEV化について」お尋ねいたします。

本町の将来ビジョンの中には、町営バスのEV化が掲げられてかかげられています。今後、具体的に検討されている計画やロードマップがあればお示しください。また、現在運行している町営バスやデマンドタクシーについて、事業所から環境への自主的な取組提案があるのか、あるいは町から事業者に対し、環境対策への協力依頼を行っている事例があればお聞かせください。

2点目、「カーボンオフセットとJクレジットの活用について」。

鳥取県日南町では、森林吸収や省エネ等によるクレジット創出を進め、地域金融機関と連携して販売する仕組みを構築し、年間で200トン以上、約1,700万円の収益を記

録した実績があるそうです。本町においても、森林資源や省エネ施策を活かし、Jクレジットの登録・販売を進めることで、地域創生や財源確保につなげる可能性があると考えます。現時点でのお考えをお聞かせください。現在は考えていないのであれば、どのようなタイミングや条件が整えば行えるかも合わせてお答えください。

3点目、「家庭用廃食用油の回収事業について」お尋ねをいたします。

町民参加型の持続可能な取組みとして、廃食用油の回収は有効手段だと考えます。スーパーや公共施設を拠点とし回収ボックスを設置し、バイオ燃料化につなげることが考えられます。

住民の参加を促す仕組みと合わせて、導入の可能性について本町の考えをお聞かせください。

4点目、「ペーパーレス化と広報物の発行について」お尋ねをいたします。

庁舎内ではペーパーレス化が進んでいますが、広報紙の町広報紙の発行も「各公民館に置く」や、「必要な方に必要な分だけ届ける」方法に移行するなど、カーボンニュートラルの観点から見直すことができるのではないかと考えます。担当課との連携や協議についてどのように行っているのかお聞かせ下さい。

5点目、「町内事業所との連携について」お尋ねをいたします。

町が事業者に実施したアンケート結果では、地球温暖化問題に「ある程度関心がある」78.6%、「負担があっても実践がしたい」・「負担がなければ実践したい」93%と、多くの事業所が前向きな意向を示しております。

また、排出量を把握していますかとの質問に対しては、「把握していない」71.4%、削減目標を設定していますか、「設定していない」78.6%、という回答がありました。排出量の計算や削減目標に対する取組みや方法がわからないという方、また事業者もいらっしゃる為、経済団体と協力して具体的な方法を示すことが出来れば、事業者にも取り組んでいただくことも可能であると考えます。

そこで、本町として「(仮称) 環境に配慮する企業」を認定する制度を設け、女性活躍推進企業のように町内事業所の取組みを後押ししてはどうでしょうか。

町と商工会が連携して「省エネ診断」を無料で受けられる仕組みは作れないものでしょうか。また、中小企業振興会議や地域振興の観点から、他の課と連携し、町の温室効果ガス削減目標を共有する仕組みを検討すべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか。お願いします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい。

○町長（前田） 大野議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の「公共交通のEV化について」であります。綾川町は、持続可能な行政運営と地域の脱炭素社会の実現を重要課題と位置づけ、まずは公用車のEV化を検討し

ております。

綾川町が現在所有している公用車は92台あります。そのうちEV車両は3台、3.3%であります。

残る89台を適正な時期に順次EV化していくことを目標とし、まず、現在の車両構成やエンジンの排気量、用途、車検月等の実態を把握し、車種別のCO₂排出量・燃費・安全性の総合的な分析を進めてまいりたいと考えております。分析の結果を踏まえ、費用対効果と安全性を最優先に、車種・時期・充電設備・運用体制を段階的に整備計画を策定していきたいと思います。

町営バスやデマンドタクシーのEV化については、初期段階の公用車EV化の成果と財政状況とを踏まえまして、長期的な導入計画として検討してまいりたいと考えております。

2点目の「カーボンオフセットとJクレジットの活用について」であります。森林資源と省エネ施策を活かすことで、森林や農地の二酸化炭素吸収の促進と省エネによる二酸化炭素の排出削減の普及が図れると考えております。

Jクレジットの活用により財源確保の可能性もありますが、現在、本町は2050年のカーボンニュートラルを目指しており、町有林の適切な管理による二酸化炭素の吸収量は、本町の地域資源として活用すべきと考えております。

本町がカーボンニュートラルを達成した場合には、Jクレジットへの検討が可能になると考えております。

3点目の「家庭用廃食用油の回収事業」であります。現在、綾川町では、小中学校やこども園で使用した廃食用油を、再資源化するための回収事業者へ提供しております。

資源循環と廃棄物の削減に寄与する取組みと考えてはおりますが、家庭の廃食用油の回収は現在行っておりません。しかしながら、廃食用油の再資源化を実施している企業もあることから、本町といたしましては実施するべく検討してまいりたいとそのように考えております。

4点目のペーパーレス化と広報物の発行についてであります。必要な方が持ち帰れるよう、毎月各公民館に配布を行っております。

広報紙は、町民に必要な情報が総合的にまとめられた町政情報発信ツールとして位置づけておりまして、紙での全戸配布は必要なものと考えておりますが、ゼロカーボンにつながる事柄については、どんな小さなことでも町全体で積み重ねていくことが大事であると考えておりますので、公民館で受け取るので不要といった申し出があった場合は、郵送配布を止めるなどの対応を行っております。

5点目の「町内事業所との連携について」であります。地球温暖化対策実行計画を着実に進めるためには、町内事業所の協力は不可欠であると思います。取組み方法や温室効果ガスの削減目標等の情報発信に努めてまいりたいと思います。

また、認定制度の創設につきましては、認定基準等の設定が必要と思われますので、

そのためには、「省エネ診断」についての技術資格者による判断基準が必要でありますので、町独自での認定制度は今のところ考えておりません。

しかしながら、商工会などの企業の枠組みの中で連携して省エネを推進することは、町全体の脱炭素化につながる有効な取組みと考えます。町といたしましても国・県の動向を注視するとともに必要な情報提供を行うなどして支援をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○11番（大野）議長。

○議長（河野）大野君。

○11番（大野）はい、ありがとうございました。

公用車のEV化についてですね、今後進めていくということで大変すばらしいことだと思います。それに合わせて、以前もお尋ねしましたEVステーションの設置もあわせて普及活動をお願いしたらなと思っております。まず1点目がそれです。

あと3問目の家庭用油についてなんですが、先ほど町長からも答弁いただいたように民間事業者がいらっしゃいますので、そういったところに協力しながらというところもありますが、要は町民の皆さんのが参加して、何とか協力したいという思いが一番僕大事なんじゃないかなと思っております。そういった町民の方がこういった脱炭素に向けての参加できる形を作りたいなと思っております。その企業のご協力が得られるならば、協力している自治体だったりとか公民館だったりとかに集めて取りに行くとかっていう形も考えられるのかなと思いますので、是非検討していただきたいなと思っております。

4問目と5問目ですが、当然ペーパーレス化を進める中で、配布物を全部ゼロっていうことにはなかなかならないのかなとは思っております。ただ、これ総務課ですかね、広報の発行については。総務課だけが考えるのではなくてですね、やっぱり全課で合わせて、このカーボンニュートラル、ゼロを目指してやっていくためには、各課跨いでやっていただければなと思っております。そういった意味で5問目の地域振興会議、特に町の企業との協力なしではなかなか難しいと思いますので、振興会議等でもこういったカーボンニュートラルのゼロを目指していく、町としてはこういう考え方があるということをしっかりとお伝えしていただきたいと思っております。これ経済課の方が、地域振興会議の方やっていると思いますが、そういったところに住民課の担当者の方が行くか、課長が行くかわかんないですけど、そういったことも一緒に協力していただきたいと、こういうことも企業の中で問題解決していただきたいということを、是非伝えていただきたいなと思っております。

もし答弁いただけるところがあればいただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

○総務課長（福家）はい、議長。

○議長（河野） はい、福家総務課長。

○総務課長（福家） はい、議長。

○総務課長（福家） 大野議員、再質問にお答えしたいと思います。

私の方からは、1点目の公用車の件、それから3点目のペーパーレス化の件の2点についてご説明をいたします。

まず1点目の、公用車のEV化、町長答弁でもございました通りです。公用車については、適正な数っていうところを把握した上で、EV化を進めていくというところであります。当然ながらそれによってステーションの数も決まってくるかと思います。で、最近ですね、EVステーションの件についても、民間業者からのいろんな提案、役場の方に来ておりますので、こういったところについても同じような話にはしていこうと思っております。以上です。

それから、2点目のペーパーレス化についてです。これ当然、議員さん言われた通りですね、各課連携して進めないといけない項目であることは理解しております。当然町の方もですね、今ペーパーレス化の前段のところで、「届けたいところに届けたい情報が届くように」っていう施策の中で、町の広報の見直しをやってます。広報戦略というところを、今各課と協議をしているところでございます。住民のところに、どんな情報が必要か、いうところも踏まえていこうというところです。それによって、ペーパーレスの方を進めていくところはあるんですけど、問題についてはですね、高齢者の問題がありまして。そういうデジタル難民と言われる高齢者のところですね、どういうふうに情報を伝えるかというところで、議員さんおっしゃった通りですね、すべてゼロにならないというところはそこでありますので。それについてはですね、今協議を始めたばかりなので、その中で十分協議して各課連携して取り組みたいと思ってます。以上です。

○議長（河野） 中添住民生活課長。

○住民生活課長（中添） はい、議長。

○議長（河野） 中添君。

○住民生活課長（中添） はい。

○住民生活課長（中添） 大野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

3点目の廃食用油の回収の件でございます。こちらの方は議員おっしゃいました気運っていうのを大事にするってことですので、その回収方法と、業者の方とマッチングといいますか、そういうことを考えていきたいと思っておりますので、答弁ありますように、検討していくということでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（河野） 福家経済課長。

○経済課長（福家） はい、議長。

○経済課長（福家） 大野議員さん、再質問でございますが、町内事業者、事業所との連携につきましては当然事業者側もCO₂排出するという立場でございますので、町の温室効果ガスの削減目標については、商工会なり、いろんな会議を通じて企業側には伝え

てまいりたいと思っております。以上です。

○議長（河野）よろしいですか。

○11番（大野）はい、ありがとうございます。ありがとうございました。

○議長（河野）それでは、大野君の一般質問を終わります。

○議長（河野）5番、森繁樹君。

○5番（森）はい、議長。

○議長（河野）森君。

○5番（森）はい。5番、森です。

○議長（河野）森君。

○5番（森）はい、それでは、議長に許しを得たので、一般質問をさせていただきたいと思います。

「必要な情報を効率よく多くの人に」ということで質問をさせていただきます。

防災行政無線についてお伺います。

現在、町が整備している防災行政無線は、全世帯数に対して何世帯に配布していく、反対に何世帯が未所持になっているのか。また個人的に話を伺っていると、電源を付けていない、聞いていないという状態の方も多くいるように感じます。どのくらいの方がそういう状況でいると把握・推測していますか。また、有事の際にそういう方にに対してどのように防災に関する情報を伝えていくと計画していますか。

加えまして生涯学習センターなどで、スマホ教室を定期的に行っていると思いますが、近いところで、9月30日に行われる「スマホ教室防災講座」について内容をお聞かせください。

完璧な方法というのは存在しないように思いますが、災害が起きたときに、従来の無線だけでは不十分になる恐れがあると感じます。

最近では、SNSやホームページを活用して防災放送を補完する自治体も出てきています。実際、私自身も試験的に防災無線を録音・文字化し、YouTube・LINE・Instagramで配信をテスト的に行ってみましたが、簡単に情報を共有できるツールに成りうるを感じました。これらは平時による情報発信ですが、有事の際にスムーズな伝達手段を可能にするために、普段からより使いやすい機能を定着させるためという目的です。

テストアカウントによるYouTubeの防災無線情報です。テキストと音声で聞くことができるというところが特徴です。サムネから必要情報を振り返りたいときに探しやすいというメリットがあります。頭出しだけではなくて聞き逃した情報を巻き戻して確認しやすいというメリットがあります。通知機能によって、スマホを使っていない時にでも音による通知、バナーによる情報の内容が確認できます。

そこで伺います。防災情報の伝達を補完する手段として、SNSやインターネット配信などを試行的に導入する考えはありますか。

また、自治長会にて公式LINEを使って情報発信を進めていくというふうにお聞きしていますが、いつからどういった情報をどういう形で発信していく考えですか。

必要な情報を早く、多くの人に伝えることにある程度のコストをかけることは必要なことだと思います。ですが、時代背景等考慮して、有効的な手段になっているか、町民が使いやすいと感じるツールになっているか等を考えるには机上だけでは知りえない部分があると思います。そのために試験的な試みは必要であり、それがコスト（作業量という意味も含め）をなるべくかけない手段もテクノロジーによって存在すると思います。

以上を含め答弁をお願いします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） 質問にお答えをいたします。

災害時における情報発信は、町民の生命・身体・財産を守る最も基本的な行政サービスの柱で、適切で迅速な避難行動の促進と被害の最小化に直結する、非常に重要なものと考えております。

町内の防災行政無線の配布状況ですが、令和7年7月1日現在、全世帯1万221世帯に対して、配布世帯は5,782世帯、普及率で56.6%となっております。電源が入っていない、音量を下げて聞いていない世帯数については、これは把握はしておりません。これは当初の時からこういう状況はあります。

音量を下げている理由として、現在防災行政無線では、災害情報以外の放送を多く流しており、ご本人にとって必要なない情報を遮断しているのだと推測されます。

現在、有事の際の情報発信については、全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達、防災行政無線や町のホームページでの周知、避難が必要と判断した場合は携帯電話を通じて避難を呼びかけるエリアメールによるプッシュ通知を行っております。

また生涯学習センター図書館でのスマホ教室防災講座では、スマートフォンを使って災害時の情報収集や避難所の確認、災害用伝言版の利用による家族との安否確認方法など、実践的な知識を学ぶことができる内容となっております。

質問の、防災情報の伝達を補完する手段についてですが、必要な情報を効率よく多くの人に届けることは、防災だけではなく、町政全体の広報発信としても大変重要なことだと考えております。令和7年8月に職員向け綾川町広報戦略を作成いたしまして、内部協議を進めております。その中で、本町で活用している様々な情報発信媒体ごとの特徴と効果的な発信について整理し、広報改革を進めております。令和8年1月号からの広報紙全面リニューアルや、ホームページの見直し、防災行政無線活用方法の見直しを行い、町から発出する情報を整理したうえで、公式LINEの導入にむけて、令和8年度中の実施設計を検討しております。防災情報にかかわらず、より効果的な情報発信を行うためのツールのひとつとして、必要な人に必要な情報が届くよう、活用してまいりたいとそのように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○5番（森）はい、議長。

○議長（河野）森君。

○5番（森）はい、答弁ありがとうございます。

何点かだけ、お伺いさせていただきます。スマホ教室の件ですけれども、非常にいい試みだと思うんですけども、想定しているゴールっていうのがあれば教えてください。

具体的に言うと、それで防災無線なくしても、高齢者の方も使いこなせるようになればいいなっていうところがゴールなのか、どういうところ目指してのかっていうのもうちょっと詳しく答えていただけたらと思います。

あと、広報戦略の件なんですけれども。LINEを使うっていうこと自体に僕反対でも賛成でもないんですけども、どういった情報がっていうところなんですけれども、具体的にもう少し、どうリニューアルして、どういうふうに伝えやすくしようとしてるかっていうところをもう少し詳しく教えていただけたらと思います。

というのもですね、僕自体は防災無線で流してある情報非常にいいと思ってて、先日もですね、月見の日ですけれども、ちょっと出先だったんですけども、何時からだったってやばなって、僕テスト的にLINEでやらしてもらってるんで、月見って検索したらすぐ出てくるんですよね。で、5時からだってなって、「大野さん5時です。」っていうふうにも即答できるわけなんですよね。それはホームページでもできるはずなんんですけど、ホームページが僕は悪いとは言ってないですけど。いささか時間がかかる内容もあるのかなっていうふうに、あそこすっきりしたらもっといいのかなっていうところはあるんですけど。個人的には、その方法がもう10秒からず調べれたっていうのがいいところで。

情報が悪いとは僕は全然思ってなくて大事なのは戻って調べて探せて、もう一度確認できるっていうところが一番いい、必要なのかなっていうふうに思っています。プラスそこに選べるがあればいいのかなって。そういうところも含めて、もう少しどういうふうにリニューアルというか、してこうというふうな計画なのかを、詳しく教えてください。以上です。

○生涯学習課長（中津）はい、議長。

○議長（河野）はい、中津君。生涯学習課長、中津君。

○生涯学習課長（中津）はい、議長。

○議長（河野）はい。

○生涯学習課長（中津）失礼します。生涯学習課の方より森議員の再質問のスマホ講座につきまして、内容につきましての回答をさせていただきます。

本年、スマホ教室の方を、綾川町生涯学習センターの方で開催予定しているものにつきましては、例年、スマホ教室の応用編、また初級編・応用編と実施しております。本年度につきましては、それを防災教室の方に置き換えての開催の予定をしております。

先ほど森議員さんの方からゴールというお話をあったんですが、今回につきましてはまず、スマホ教室をここ数年しておりました中で、次のステップということで、まず防災講座を行う予定ということで。まず、今までスマホ教室を行った方が参加ということで固定はしていないんですが、次のステップということでスマホを使った防災講座をしてみて、皆さんの方にツールの方として役立てていただききっかけになればということで企画しております。今後この講座につきましては、初めての試みになるんですが、この講座を開催、受講者の反応等見まして、今後どういう形でつなげてできるか、また次の講座に向けてしていくかを検討していきたいと思っております。

以上、スマホ防災講座についての回答をさせていただきます。

○総務課長（福家） はい、議長。

○議長（河野） はい、福家総務課長。

○総務課長（福家） はい。

○総務課長（福家） 森議員、2点目の広報戦略の件、もう少し具体的にということで、LINEも含めてご説明をしたいと思います。

まず私ども町長の答弁でもございました通りですね、広報戦略について始めております。これにつきまして、まず広報戦略というところからですね、お話をしたいと思いますが、これにつきましては、あらゆる世代の人に対して、必要な情報を正確に届けるとともに、町民の行動変容にまでつなげる、伝わる、つながる広報に変革するために今現在、職員の間で話し合っているものであります。伝わる・つながる広報とは、町民が知りたいと思う情報をしっかりと認識し、伝えたい相手に効果的に発信する広報であり、情報を受け取った町民が町政への关心や、参画意欲を高め、行動変容にまでつなげることができる広報活動のことです。

この広報を1つ核して、それから広げていくというところで、それがホームページにいったり、公式LINEにいったりというところで情報の方を統一したいというところであります。広報紙のリニューアルについてはですね、広報紙、全面の見直しを行って、全ページカラーで行います。施策をわかりやすく伝える特集基準の作成とか、詳細はホームページの方に誘導するとか。またそこに2次元コードを添付することによって、より詳しい情報についてはそのコードを読むことによって調べることができます。情報についてはタグがついていくので、それで検索しやすくなるというようなイメージを持っております。もちろんですね、なかなかすぐにはいかないかもわからないんですけど、こういった基本の戦略を作つですね、それから始めたいと思います。

LINEにつきましても、自治会長会でご説明した通り、家にいないとですね、防災の情報がわからないっていうところのご意見だったように思います。この部分につきましてはLINEの方からですね、答弁でもありますようにプッシュ通知で知りたい情報を送ると。住民の方はそのLINE登録するときに、自分が欲しい情報のところを選ぶようになります。子育てとか、防災情報とか、いうような情報を選ぶようになりますんで、その選んだところの情報がプッシュでいくというので、情報を住民とて

もさび分けした発信ができるのかなと思っております。どちらにしてもですね、これからの改革になりますので、よりよいものにするためにですね、進めたいと思ってますので、よろしくお願ひいたします。以上答弁といたします。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○5番（森）ないです。

○議長（河野）はい。

○議長（河野）以上で、森君の一般質問を終わります。

○5番（森）ありがとうございました。

○議長（河野）2番、三好和幸君。

○2番（三好和）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○2番（三好和）はい、2番、三好和幸です。

○2番（三好和）2番、日本共産党、三好和幸です。

綾川町の地域医療を問います。

地域の医療の状況は、医師や看護師の不足、特に医療資源の逼迫が大きな課題だと言われております。医療機能の分化・連携を進める構想により医療体制の整備が進められるが、地域差も生じています。

今年になって、日本病院会など病院6団体から「このままでは、ある日突然、病院がなくなります」という訴えが各界に衝撃を与えていたという報道がありました。国が決める診療報酬が、物価高も賃金上昇にも、まともに反映せず低く抑えられているために、急激に病院の経営悪化が進み、診療科の休止、入院患者の受け入れの制限、救急医療の廃止などの事態が全国に広がっています。ボーナスカットや賃下げを受けた医療従事者の大量離職も起こり、日本の医療は崩壊の瀬戸際にあると伝えられておりました。

この緊急事態の最中に、政府は、「医療費4兆円の削減」の合意を結び、その第一歩として「11万床の病床削減」計画を打ち出し、地域医療の危機を加速させようとしています。

「余剰ベッドの削減」と言いますが「感染症などの有事に対応するには余力のある医療体制が必要」というコロナ危機の反省をもう忘れたのでしょうか。こんな無反省と非道は絶対に許されるものではありません。

我が町の国民健康保険陶病院では、病床は63床と小規模ではありますが、地域包括ケアの拠点として訪問介護ステーション、通所リハビリテーション、老人介護支援センターなど併設して取り組んでおり、2012年には自治体立優良病院として総務大臣の表彰を受け、診療面のほか経営面でも注目されたと聞きました。しかし、近年の総収益の変動は少なく思いますが、純利益を見れば去年は一昨年の3割に下がっています。病院の努力で土曜日も午前中診察をしていると聞きます。昨年の一日平均外来患者数は約160人来られています。

全国の自治体の経営する病院の 86%が赤字経営との報告がある中、とても頑張っているとは思いますが、町財政からの定額の繰入金を引き上げるなど、町長の今後の展望をお聞きします。

また、今年 7 月ごろ、暑くなってきたころから、私の周りでも今頃と思いますがコロナに感染した人が急増しているように思います。一昨年の 5 月 8 日から新型コロナ感染症は、季節性インフルエンザなどと同じ「5 類」に移行され、今後は法律に沿った外出自粛の要請はなくなり、感染対策は個人の判断に委ねられることになりました。コロナ感染症の抗ウイルス薬などの公費補助がない現在、患者の自己負担をインフルエンザにおけるタミフルなどと同程度に抑え、経済的負担から接種をあきらめる人が無いよう、またワクチンの有効性・安全性について、新たな知見・エビデンスも含め情報提供を行い町民の疑問について答えること、また、国にも要望してください。

以上、質問いたします。よろしくお願いします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） 質問にお答えをいたします。

陶病院では、新興の感染症が流行したときに対応する医療提供する体制の確保や、病床を急性期病床から回復期病床への機能転換を行い、地域連携室を充実させ、入院受入れや退院支援を行っております。

在宅医療の要となる訪問診療・訪問看護・訪問リハビリステーション等との連携体制を構築し、地域包括ケアの拠点を担う重要な医療機関であります。

また、経営状況では黒字経営を続けておりますが、近年の物価高騰や人事院勧告に伴います人件費の増額等の複合的な要因において病院経営は一段と厳しさを増している状況であります。一般会計からの繰出金だけではなく、企業会計として長期的な持続可能性を確保する観点から、収益構造の変更を軸に、収益の安定化・増加を図るための経営改革を行うことが必要であると考えております。

また、新型コロナウイルスの予防接種については、本年度も 10 月 1 日から 65 歳以上の方と、60 歳以上 65 歳未満で特定の身体障害者手帳 1 級を所有する方を対象に定期接種を実施をいたします。定期接種の対象となる全ての方には、9 月下旬に予診票を送付し、同封の説明書には、ワクチンの有効性や安全性について記載をしております。

また、新型コロナウイルスの治療薬については、医療費の公費補助がないため、患者の自己負担が 3 割の場合、5 日分で約 1 万 8,000 円から 3 万円とインフルエンザの治療薬と比べても高額となっておりますが、現時点では治療薬の公費補助については、今は考えておりません。今後の国の動向というのも注視をしてまいりたいとそのように思っております。以上、答弁といたします。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○2番（三好和）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○2番（三好和）はい。それでは1点だけ。現在、今年度の経営状況とか、純利益なんかは分かれば、教えていただけるんでしょうか。

○議長（河野）辻井陶病院事務長。

○陶病院事務長（辻井）はい、議長。

○議長（河野）辻井君。

○陶病院事務長（辻井）三好和幸議員の再質問についてお答えします。今年度、6年度の純利益につきまして、報告させていただきます。6年度の消費税抜きの純利益ですが、差し引き1,593万3千円となってございます。7年度の予定の純利益の方につきましては、141万7千円を予定しております。今年度7月末現在の純利益につきましては、5,142万8千円の純利益がございます。以上、再質問について答弁といたします。

○2番（三好和）はい、ありがとうございました。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○2番（三好和）ありません。

○議長（河野）はい。

○議長（河野）以上で、三好君の一般質問を終わります。

○2番（三好和）ありがとうございました。

○議長（河野）10番、西村宣之君。

○10番（西村）議長。

○議長（河野）西村君。

○10番（西村）10番、西村です。

○議長（河野）なお、西村君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○10番（西村）通告に従い、質問させていただきます。

　　昨年の9月においても質問いたしましたが、本年も同様に問わせていただきます。

　　「自治会への加入促進の対策は」。

　　自治会は、地域の自主的運営により成り立っており、地域コミュニティの構築は行政にとって必要であり、本町はこのような自治会への加入率アップのための対策を講じているものと考えます。県下において自治会加入率が低下しているデータがあり、県下では各市町での平均が59パーセント。本町においては62.6パーセントとの数字がありますが、地域により偏りがあるように思えます。決して充分とはいえないのではないかでしょうか。未加入者へのサービス低下を補うために広報紙等の配布を目的に年間300万円程の予算を執行しており、文書等の配布については、問題なく進んでいます。

　　未加入者の多くが若い世代であることが問題なのではないか。各自治会に於いて、老齢化が進み自治会の運営にも影響があるのではないか。顔の見える関係が減り、孤立や無関心が増加し、特に高齢者や子育て世帯への見守りが難しくなり、地域行事の縮小など担い手不足による活動の継続が困難になるのではないか。など、いくつかの問題点が

あるように思われます。自治会の加入者が増加することで、地域を地域の和をもって守ることが地元愛にもつながることが大事ではないでしょうか。「いいひと いいまち いい笑顔」の町づくりのためにも転入者への啓発と自治会への加入によるメリットを再認識してもらうなどにより、加入者の増加を進めているようですが、公民館を中心とした地域コミュニティを結成することを推進し「自治会未加入世帯に対して新たなコミュニティづくり」の構築を考えているようですが、本町の自治会未加入世帯数は全世帯数の半数近くあり、「まちづくり」の大きな協力者となるでしょう。計画の進捗現状と今後の具体的な対策と、自治会への加入促進の対策を問います。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

近年はライフスタイルや価値観の多様化によりまして自治会加入率は低下傾向にあります。令和7年4月1日時点の現在の本町における自治会加入率は52.5%。約半数の世帯が自治会未加入ということになります。

これまで未加入世帯に対して公民館を拠点とした防災でつながるコミュニティを構築し、コミュニティ自治会に繋げていくために様々な視点から検討を行うため、地区公民館長や旧綾上町地域に設立されました地区活性化協議会との意見交換等を実施いたしましたが、自治会加入率の低下に対する有効的な打開策が見いだせていないのが実情であります。

しかしながら、自治会加入率の低下は、コミュニティの希薄化による地域活動の担い手の不足、地域情報の伝達不足、防災・防犯機能の低下など、自治会を基盤とした行政連携が従来型の仕組みでは機能しにくくなってしまっており、早急に対応する必要がある喫緊の地域課題であると思います。

まずは、自治会未加入者に対して、町行政の取組みの紹介や町に対します要望などを聞く機会を設けるなど、行政と地域住民が気軽につながることができる場所づくりを本年中の実施に向け準備中であります。場所、時間については、集まりやすい場所・集まりやすい時間を選択して、防災や子育てなどテーマ型の場所づくりやイベント参加型の場所づくりなど、これまでの自治会活動を尊重しつつ、地域特性や対象者に応じた多様なアプローチを仕掛けていくことにより、自治会未加入者や若者世代が気軽に関わることができる新しいコミュニティづくりを進めてまいりたいとそのように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○10番（西村） ありません。

○議長（河野） はい。

○議長（河野） はい、それでは、西村君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○議長（河野） 西村君。

○10番（西村） はい。

○10番（西村） 2番目です。

「自主防災組織の活動と今後の展望は」。

町長は本年の施政方針に防災減災対策の一環として、町職員全員に防災士資格を取得することを目標に進んでおります。職員の意識改革の観点からも非常に良い政策かと思います。これを全町内に展開することを期待します。

本年度には、町内の小中学校体育館には空調設備が完備され、避難所としての対策は進んでおります。県の発表によると南海トラフ地震による被害想定のなかで、浸水に備えるべき沿岸部の7市町の対象者に対する事前避難連絡を優先する市町が少ないようあります。本町においては、最大震度6強の想定であり、津波被害は少ないとされているが、負傷者数230名・建物全壊200棟・避難所への避難者490名・避難所外に330名と発表されました。また、新聞発表では、避難所の施設状況に不足感を持っている首長が多いようでした。町長はいかがでしょうか。

南海トラフ地震だけでなく現状では、地球温暖化により気候変動が進み、線状降水帯による水害などは、町内においても起こりうる災害となります。地域には地域の個人を含め、消防団を先頭に災害対策がされますが、自主防災組織の協力は欠かせません。自助においても、防災準備の意識啓発をし、防災の準備をすることの重要性を認識してもらいたいものあります。今年度の防災訓練は、全町を対象に運動公園にて訓練が実施されます。自治会とは関係なく各地区にて、親子の参加による防災キャンプが数回行われていますが、子どもたちを含めた町民の防災に対する意識向上になっていると思います。今後も続けてもらいたいものです。

自治会を中心として結成された自主防災組織は134団体が登録されているようですが、ここ数年は増加していないようであり、活動も組織としての活動が少ないようあります。自主防災組織の今後の具体的な活動と展望についてどのように進めるかを問います。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） 2問目のご質問にお答えをいたします。

1点目の「避難所の施設状況」につきましては、本町では、指定避難所を公民館及び学校の21カ所を指定し、各避難所に防災倉庫を配置し、備蓄食料及び資機材を分散備蓄しているところあります。

その備蓄品は、食料、携帯トイレ、簡易トイレでございますが、寝具はもとより、救

助用資機材、発電機、照明器具など避難所避難者が生活する上で必要な資機材について備蓄を進めてまいりました。

昨今の大規模災害を見ますと、避難所の生活環境に、特に、トイレの問題がクローズアップされております。

トイレの問題は、避難所などの衛生状態の悪化やトイレの回数を減らすため水分の補給や食事を控えることなど健康被害にも発展し、最悪は災害関連死に至るケースも出ており、「トイレ問題の負の連鎖」が起きており、本町においても、他人ごとではないと認識をしております。

現在のトイレ備蓄量は、簡易トイレでございますが、平成26年の県の被害想定に基づくものでありますと、今回発表された「香川県地震・津波被害想定調査報告書」によりますと、前回報告の避難者数に比して増加をしております。

今後、県の被害想定を精査し、簡易トイレの備蓄量はもちろん、その他の備蓄品についても備蓄計画を検討・見直しを進めてまいりたいと思います。

2点目の「自主防災組織の今後の具体的な活動と展望について」でありますと、本町の自主防災組織は、平成19年から組織化を進めてきたものでありますと、昨今の少子高齢化、若者層の自治会未加入などコミュニティへの希薄化が進んできており、自主防災組織へも大きく影響が出てきているところであります。

本町といたしましても、自主防災組織の活動の活性化に向けて、職員を派遣し、出前講座や訓練支援、資機材の補助などを行ってきたところであります。

本町では、職員の防災士100%を目指していることから、防災士を取得した職員が自治会や自主防災組織のソフト面での活動の支援ができるようになるとともに、地域において「共助」の中核をなす組織である自主防災組織においても防災士の育成を行うことで地域の防災力の向上を図ってまいりたいとそのように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○10番（西村）はい、議長。

○議長（河野）西村君。

○10番（西村）はい。

○10番（西村）自主防災組織への協力を今後も町は進めていくということであります。

その中で防災士の育成も含めて、協力しようということでございますが、防災組織そのものが今、高齢化が進み、非常に活動が滞っておるっていうのもちょっと語弊があるのかもわかりませんが、活発な活動をしてるようには思えない。この活動が停滞している今の自主防災組織に対する、てこ入れは何かお考えでしょうか。

○議長（河野）福家総務課長。

○総務課長（福家）はい、議長。

○議長（河野）福家君。

○総務課長（福家）はい。

○総務課長（福家）西村議員、再質問にお答えをいたします。

自主防災組織に対するてこ入れというところのご質問であったかと思いますが、基本的にですね、先ほどの自治会未加入の話とか、自治会力が落ちている、それに一緒になって、自主防災組織の組織力も落ちてるというふうに考えております。ここですね、自主防災組織に対するてこ入れにつきましてはですね、未加入世帯、特に若者を中心として、防災だけに特化して、そこでつながるっていうような意識が大事かなと思っておりまして。今、自主防災組織の方は高齢化になり、どんどんどんどん退いていくというところを、もう一度自主防災組織のところも意識を変えていただいて、災害が起きたときの地域の拠点っていうのは自主防災組織であるっていうところを、もう一度認識をしてもらった上で、啓発の方も行いながら、そこに対して、若者も防災に対してだけ結構入ってくるようなところで、言うたら、昔ながらの冠婚葬祭だけではなくて、今回はもう防災に特化したというところで進めていくような方法をとりたいなと思っています。

いかんせんですね、若者の意識についても多様化してますから、この辺りですね、なかなか一筋縄ではいかないところではありますが、ここは町の方もですね、頑張って取り組んでいきたい項目ではあります。以上になります。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○10番（西村）ありません。ありがとうございました。

○議長（河野）はい。

○議長（河野）以上で、西村君の一般質問を終わります。

○議長（河野）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時 7分

再開 午後 2時19分

○議長（河野）休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

○議長（河野）1番、川崎泰史君。

○1番（川崎）はい。議長。1番、川崎です。

○議長（河野）川崎君。

○1番（川崎）はい。

○議長（河野）川崎君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○1番（川崎）はい。それでは質問をさせていただきます。

「遺贈寄附および相続寄附の推進」。

現在の綾川町では、遺贈寄附や相続寄附に関する情報提供が不足していると考えます。この制度の周知と手続の簡素化を図ることで、寄附の機会を拡大し、町の財政基盤強化につなげることが可能ではないでしょうか。

1つ、「寄附制度の周知と環境整備」。

松山市など他の自治体では、遺贈寄附や相続寄附に関する専用のウェブサイトを設け、制度の概要から手続方法、必要な様式までを分かりやすく案内しています。綾川町においても、同様の取組みを検討すべきです。具体的には、以下の内容をウェブサイトやパンフレットなどで周知することが考えられます。

「遺贈寄附と相続寄附の定義と違い」、それぞれの制度がどのようなものであるかを明確に説明します。

「寄附の対象」、現金、有価証券、不動産など、どのような財産が寄附の対象となるのかを具体的に示します。

「手続の流れ」、寄附を検討している方が、どのような手順で手続を進めれば良いのかを「How To」形式で示します。

「寄附金の使途」、寄附者が寄附金の使途を指定できる「使途指定寄附」の導入や、寄附金の活用事例を掲載することで、寄附への動機付けを促します。

「寄附者への感謝」、寄附者への感謝状贈呈や、寄附者名簿への掲載など、寄附された方への敬意を表す仕組みを設けます。

続きまして2つ目、「不動産関連手続の簡素化」。

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されたことにより、今後、遺贈寄附や相続寄附のニーズはますます増加することが予想されます。こうした中で、不動産に関する手続の円滑化が重要になります。

過去に存在したものの、現在は解体され現存しない建物があります。これは、長期間登記が更新されていない古い建物でよく見られる問題です。相続登記義務化により、このような「登記簿上の建物」の整理が求められるケースが増加すると考えられます。

については、町の固定資産調査記録と照合した上での「家屋滅失証明書」の発行を実施していただきたく、町の考えをお聞かせください。これにより、相続登記や遺贈寄附を検討する町民の負担が軽減され、円滑な手続を支援することができます。

提案のまとめとしまして、遺贈寄附及び相続寄附の推進は、高齢化社会における新たな財源確保策として非常に重要です。

ウェブサイトを活用した情報提供と手続の明確化。相続登記義務化に対応した「家屋滅失証明書」の発行。この2点を実施することで、町民が安心して寄附を検討できる環境を整備し、町の発展につながるご寄附を呼び込むことができると考えます。町のご見解をお聞かせください。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） 質問にお答えをいたします。

1点目の寄附制度の周知と環境整備であります、遺贈寄附及び相続寄附の推進に

つきましては、一般的な寄附と同様に町の財政基盤を安定させ、将来の公共サービスの質を高める可能性のある有効な選択肢になりうるか、寄附を長期的・戦略的に計画運用することで、財源の多様化を図り、教育・福祉・インフラ整備など福祉の向上に直接資する施策の実現性を高めることできるかなど効果を検証することが必要であります。

寄附のメリットについては、地域の歴史・文化・資産の継承を目的とした寄附を受け入れることで、地域ブランドの強化や観光・文化振興につながる可能性が高まること。

寄附の機会拡大を通じて、町民や企業・団体が自治体の将来像づくりに参画する機会が増え、行政と市民の協働の機会が拡がる可能性があること、などが挙げられます。

一方でデメリット・課題については、寄附額は寄附者の意思や財政状況、景気動向に左右されやすく、財政の安定性という観点では変動要因となり得ること。

使途の指定がある寄附の場合、事業の選定過程や使途の変更には透明性と説明責任が求められ、運用ルールの整備が必要であること。

さらに、遺贈・相続寄附には法的な留意点が伴い、相続人の権利例えは、遺留分等との関係性を適切に整理する必要があり、不用意な寄附の受領により、トラブルに巻き込まれるおそれもあります。

したがいまして、遺贈寄附・相続寄附の推進は、適正な運用設計が必須であり、メリット、デメリットの比較検討を含め、慎重かつ透明性の高い研究を進め、住民の理解と信頼を得ることを最優先とするべきであると認識しており、今後の研究課題とさせていただきます。

また、2点目の不動産関連手続の簡素化についてでありますと、令和6年4月1日から相続登記が義務化され、正当な理由がなく相続登記をしない場合は、10万円以下の過料が科される可能性があることから、相続登記の件数が増加すると見込まれます。

不動産登記法第57条には、「建物が滅失したときは、その滅失の日から一月以内に、当該建物の滅失の登記を申請しなければならない」とあり、一般的には、解体業者が発行する「建物滅失証明書」に業者の印鑑証明書を添えて、申請することとなっております。

しかしながら、指摘のケースのように、長期間登記が更新されていない古い建物については、業者不明等により、「建物滅失証明書」が用意できない場合が多々あり、そのような場合には、固定資産税の課税台帳で確認できる範囲内で、申請者の求めに応じ、滅失家屋の所在、所有者住所・氏名、滅失年月日等を記載した「家屋滅失証明書」を既に発行しております。

「家屋滅失証明書」は、法に規定された証明書ではありませんが、今後も需要が見込まれることから、住民サービスの一環として、引き続き発行してまいりたいとそのように考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○1番（川崎）ありません。

○議長（河野） はい。

○議長（河野） 1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○1番（川崎） はい。

○議長（河野） 川崎君。

○1番（川崎） はい。それでは2問目の質問に入らせていただきます。

「公共交通「地域の足」の拡大」。

過疎地域における公共交通は、単なる移動手段ではなく、地域住民の生命線であり、福祉サービスとしての役割を担っていると認識しています。旧綾上地区の路線がほぼ消滅している現状は、この生命線が細くなっていることを示しており、早急な対策が必要です。

1つ、「運行路線の再検討と民間事業者との連携」。

現在、旧綾上地区では路線が休止されている状況です。デマンドタクシーは柔軟なサービスを提供していますが、既存の路線バスの代替として十分機能しているとは言えないのではないかでしょうか。

そこで、運行路線について改めて検討し直すことを提案します。

地域の複数ある民間バス事業者に対して、路線運行の企画を提案してもらい、各社が運営に関わる「共同運行」という手法も有効です。

共同運行のメリットは、「コスト削減」、複数の事業者が車両や運転手を共有することで、運行経費を抑えられます。「サービスの多様化」、各事業者の強みを活かした、多様なサービスが提供できます。

このような新しい手法を取り入れることで、地域の特性に合わせた、より効率的で持続可能な公共交通網を再構築できるのではないかでしょうか。町のこれまでの取組みと、今後の連携についてお考えをお聞かせください。

2つ、「デマンドタクシーの利便性向上」。

デマンドタクシーは、目的地まで直接移動できる「ドア to 目的地」として改善された関係から、以前と比較して利用者の満足度は上がっていると考えられます。しかし、当然のことながら利用者のニーズに応えきれていない点もあるのではないかでしょうか。

現在、運行本数や運行時間について、利用者の声は届いていますでしょうか。利用状況を確認した上で、ニーズが特に高い区間や時間帯、具体的には定員オーバーで次便へ促されるような場合については、柔軟な形での臨時便を含めた増便を検討するべきではないでしょうか。これにより、町民の利便性がさらに向上し、デマンドタクシーが真的「地域の足」として定着するはずです。

デマンドタクシーの今後の利用状況の把握方法と、それに伴うサービス改善について、具体的な計画をお聞かせください。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） 2問目の質問にお答えをいたします。

旧綾上地区における路線の廃止については、バス停までの距離が遠く、路線バスの利用ができない利用者が多かったという背景があり、定時定路線型バスの利用者数が少ないと課題がありました。ご自宅からの距離的な理由で路線バスを利用できなかつた潜在利用者を含めた、公共交通全体としての利用者数の増、及び利便性の向上を目的として、旧綾上地区における路線バスの廃止及び自宅前からの運行を可能とするデマンドタクシーの制度改正を令和5年度に実施し、令和6年度から本格運行しているところであります。

制度改正の結果、デマンドタクシーの日平均乗車人数は、コロナ前の令和元年度には7.2人、コロナ5類移行後となる令和5年度には4人であったところ、令和6年度制度改正後は9.9人となり、利用者数の増加に対し、一定の成果がみられるところであります。

また、路線バスの日平均乗車人数についても、綾南地区における循環性を向上させた結果、令和元年度には日平均乗車人数が2.1人、令和5年度には1.87人であったところ、令和6年度制度改正後は2.72人となり、こちらも一定の成果がみられるところであります。

その上で、「共同運行」についてであります。現在綾川町内において民間事業者独自の路線バスの運行はなされておらず、「重複路線の削減によるコスト削減」という「共同運行」最大のメリットを享受することができないと考えられるため、当町における公共交通事情になじまないと考えております。「共同運行」以外の手法も含めた、綾川町の現状に沿う形での運行形態について、慎重な検証を欠かさず進めるべきと判断しており、今後の研究課題といたします。

次にデマンドタクシーの利便性の向上については、制度改正により一定の成果は見られる一方で、デマンドタクシーの運行本数や運行時間について、利用者の皆様から「上りと下りの時間が空きすぎている」、「利用できる時間の縛りを無くしてほしい」といったご意見を、窓口や運行事業者を通じて頂戴しているところであります。定員オーバーによりご希望の時間帯に乗車できない状況については、現時点では数カ月に一度程度発生しているものと把握しており、現段階としては臨時便の増便をすべきタイミングではないと判断しております。町としましては、潜在利用者への広報活動により利用者数の増加に努める時期であると認識しております、臨時便などを増便しなければならないような利用者数の増加につながるような運行となるよう今後も努めてまいりたいと思います。

利用状況の把握につきましては、運行事業者から利用者数や時間帯、目的地等の運行状況について月次報告を受けており、今後も継続して現状分析ができる体制を維持してまいりたいとそのように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○1番（川崎）議長、再質問。

○議長（河野）川崎君。

○1番（川崎）はい。

○1番（川崎）ありがとうございます。

まず再質問でございますが、先ほどの共同運行についてですね、1点だけ質問させていただきます。

こちら共同運行なんですが一応地域には馴染まないということでしたが、もうご存じのとおり、今現在運転手の人材確保が非常に厳しい状況が続いております。おそらく今後ますます厳しくなっていくのではないかなと思われます。そういう中においてですね、共同運行という形をとつてある程度の担保をしていくこと、これも必要であろうかなと思いますので、そういう面でですね、今一度回答いただけますでしょうか。お願いいいたします。

○議長（河野）福家総務課長。

○総務課長（福家）はい、議長。

○議長（河野）福家君。

○総務課長（福家）はい。

○総務課長（福家）川崎議員の再質問にお答えします。

共同運行による人材確保のメリットというようなご質問だったと思いますが、共同運行につきまして町長の方の答弁でもございましたとおり、今のところは考えていないうことなんですが。これにつきまして従来、綾川町内にですね、もう民間の路線があるって、そういうところで同等のバス停とかいうところがありましたら共同で利用するとかっていうようなメリットもあるかと思いますが、これについては、研究してまいりたいなと思ってます。

どっちにしても大事なのはですね、交通空白区をなくすというところであります。人が乗らないところはデマンド、ドア to ドアに改善もしました。それからまた空白区があるようであれば、地域活性化協議会で今現在やっているところでですね、地域の住民をそういう拠点まで運ぶような手法を考えている地域もございますので、そういう地域と連携をとりながら、今後公共交通の方については進めてまいりたいと思います。

いずれにしてもですね、公共交通会議というところがありますので、その中でいろんな方が参加していただいてます。そういうところでいろんな意見を聞いて、進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○1番（川崎）ありません。

○議長（河野）はい。

○議長（河野）以上で、川崎君の一般質問を終わります。

○1番（川崎） はい、ありがとうございました。

○議長（河野） はい。

○議長（河野） 6番、小田郁生君。

○6番（小田） 議長。6番、小田郁生。

○議長（河野） 小田君。

○議長（河野） なお、小田君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○6番（小田） それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

まず、綾川町の農村公園について。本件につきましては、本年3月で質問させていただきました。そして答弁としてですね、地元の施設管理契約の内容について精査、農村公園意見交換会にて各公園の現状を聞き取り、現状に応じた対策を行い、今後の方針を検討してまいりたいと考えておりますと答弁いただきました。現状、意見交換会の結果及び今後の方針について、報告お願いしたいと思います。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

農村公園の管理については、公園設置以降、各地区の農村公園運営協議会に委託しております。今年度の代表者との意見交換において、公園内の草刈りや清掃等の維持管理を内容とした管理運営委託契約を締結することで、承諾をいただいているところであります。また、各公園の現状を聞き取りをしておりまして、老朽化した遊具や施設の撤去や改修といった、各公園の現状に応じた対策を検討してまいりたいと考えております。農村公園は、農村総合整備モデル事業などの土地改良事業において、地元からの要望にもとづき整備されたものと認識しておりますので、引き続き、地元の運営協議会で管理されるようお願いしていく考えであります。なお、地元で管理できなくなった場合には、廃止も含めて、今後の方針を、検討してまいりたいとそのように考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○6番（小田） はい、議長。

○議長（河野） 小田君。

○6番（小田） 農村公園の件ですけども、どこもやっぱり、要は引き受ける人間が、非常に、いなくなつて。私も個人的にですけども、協力して今やつておる状況ではあるんですけども。私もう年齢から考えて66ということで、今は若いと言われるけれども、10年経つたらもう76ということですね。10年ももつのかなつてこういうふうによく思うんですね。いやいや、もつと思いませんけど。もう今年のようですね、35度が超える日数が多くてですね、やっぱり、なかなか草刈に出るっていうやっぱり勇気がないというか、どこかでひっくり返つたらえらいことになるんだっていうふうに思つ

てるんですね。ですからというわけじゃないんですけども、どこも同じようにですね、なかなかその後継者というのがやっぱり難しくてですね。下手したら、行政のOBの人にお願いせないかんのような状況になるようなこともあるんじやないかなというふうに、無理やりOBの方に持っていくような気がしてしまうがないんですね。ですから今から5年なり6年なりかけてですね、できたら経済課の方と地元と話し合いをさせていただいて、本当の公園のあり方っていうのをですね、簡素化できるように。

例えば僕のところではやっぱり二反三畝ありますんで。これ半分は遊具置いてあるんですけども、半分はこれもう完全に、だだっ広くて木が植わってるだけで、ここをさくら公園にするとかですね、なんかそういう案をちょっと考えたいなとは思うんですけども。なにせ、地元ではやっぱりなかなか意見がまとまらないということがあってですね。やっぱりここは行政の方々にお願いして、これはどうですかっていうふうなちょっと案を出していただきたいなと今後は思ってますんで、その辺どうお考えのか答弁いただきたいと思います。

○議長（河野）福家経済課長。

○経済課長（福家）はい。

○議長（河野）福家君。

○経済課長（福家）はい。

小田議員の再質問でございますけれども、農村公園の管理につきましては現在各地区、農村公園運営協議会でやっていただいております。今後につきましては、今の運営協議会の中でまた十分話し合っていただきまして、後継者なりの協議もしていただきたいと思います。

また、公園の整備につきましては、いろいろ各地区の状況もあると思いますので、協議会の方からのご意見もいただきながら、検討してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○6番（小田）はい、ございません。

○議長（河野）はい。

○議長（河野）小田君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○6番（小田）はい。

○議長（河野）小田君。

○6番（小田）それでは2問目ということで、どうしてもこれ私やっていただきたいなという気持ちで、また再度出させていただいたんですけども。これも3月の議会で質問させていただきました。

道の駅滝宮の駐車場施設の拡充ということで。3月の答弁ではですね、本年5月末までに調査を実施し、その結果をもとに検討してまいりたいと考えておりますと、答弁いただきました。ここを、綾バルということで、4年間計画して3回ほど、1度はちょっと頓挫しましたけれども。今年はいつも以上に好評で、出てる屋台といいますか、出て

くれた人ほとんどのところが売り切れという形でね、非常によかったなと思ってます。

ただ、言えることはやっぱり駐車場がですね、どうしても台数が少なくて、中でやっぱりイベントをするとどうしても、それだけはじき出されると。その分をイオンの方にお願いして、イオンから送り迎えという形にはなろうかと思います。

今回のイベントもそうなんですけども、毎回、私思うんですけども、集中はするんですね。お客様来るのは、どうしてもお盆の時期、お彼岸、それから正月っていうことで。これになると、もうまあなかなか行政の方には文句は言わないんですけども、やっぱり、その地区におられる方ってのは、やっぱり車に悩まされるんですね。どうしても駐車場に停められるのが、無理な止め方をするところがやっぱりございましてですね。前回の答弁いただいたように状況を見てということであるんですけども、やっぱりマックスな状態でどうするのかということですね、ちょっとお考えいただきたいなと思うので、再度今回の調査の結果と、この検討内容を答弁いただきたいなと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） はい。

○町長（前田） 2点目のご質問にお答えをいたします。

道の駅滝宮ですが、令和6年度の利用者、来館でございますが、49万1千人余の来館者があり、前年対比で1万6千人余の増加ということになっております。

ご質問の駐車場施設の利用状況調査ですが、4月27日と5月25日と、連休の中ではやっておりませんが。4月27日の日曜日と5月25日と日曜日に第2駐車場の利用状況調査を実施しております。その結果につきましては、4月27日には、開店直後からやや混雑の状況で推移しておりましたが、午前10時から11時までの間で、26台、午後1時30分から2時30分までの間で25台の車両が駐車できずに帰ったとの報告を受けております。5月25日には、開店から閉店まで半分程度の駐車状況で推移をしておりまして、満車にはなっておりません。また、指定管理者からの聞き取りでは、3月と同じく、平日においては、余裕はあるという状況であります。

のことから、ただちに駐車場を拡張する段階にはないとは考えておりますが、連休などでは、不足している状況でありますので、引き続き、指定管理者から第2駐車場の利用状況の聞き取りを行い、混雑状況の推移を注視しながら、将来的には、恒常に拡張するのか、臨時的なものとするのかは、検討してまいりたいと考えております。なお、費用がかかるわけでありまして、指定管理者から町への納付金にも影響してまいりますので、指定管理者の判断も必要であるとそのように考えておりますので、今後色々と調査・検討してまいりたいとそのように思っております。そういうことで答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○6番（小田）はい。

○議長（河野）小田君。

○6番（小田）内容ということで、再質問というのではないんすけれども、とにかくですね、お願いをしておきたいと思います。

今おっしゃるように、一時的なものではあるんですけども、やっぱり我々近くに住んでる者としてはですね、危なっかしくて困るんですね。作ってる場所が場所で、車が上がってくると、上がって来てすぐ左右に割れるという、第2駐車場入るとこですね。そこへぴゅっと飛び出てくるんで、下から勢いよく。おまけにこの間は混んではないんですけども、側溝にどっかのおばさんすけれども、側溝にタイヤ落としたりですね。ちょっとやっぱりあそこは窮屈なのかなというふうには思いますんで。できましたら時間は早急にということは無理でしょうから、とにかくお考えいただいて長い時間かけてでもいいんで、できましたらよろしくお願いして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（河野）はい。

○議長（河野）以上で小田君の一般質問を終わります。

○議長（河野）以上をもちまして一般質問を終わります。

○議長（河野）お諮りいたします。これより日程の順序を変更し、日程第8、「決算審査特別委員会の設置について」を先に審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、日程第8、「決算審査特別委員会の設置について」を先に審議することと決定いたしました。

○議長（河野）「決算審査特別委員会の設置について」を議題といたします。

○議長（河野）議会運営委員長の報告の通り、議長及び議会選出監査委員を除く全議員をもって、決算審査特別委員会を設置することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。

○議長（河野）よって、議長及び議会選出監査委員を除く全議員をもって、決算審査特別委員会を設置することに決定いたしました。

○議長（河野）この後、休憩を予定しておりますので、その間に、委員会条例第8条第2項の規定により、決算審査特別委員会を開催し委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

○議長（河野）それでは、ここで暫時休憩といたします。

○議長（河野）執行部と植田議員は退出願いたいと思います。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 2時57分

○議長（河野）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（河野）休憩中に決算審査特別委員会を開催し、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をいただいておりますのでご報告いたします。

○議長（河野）決算審査特別委員会、委員長、福家利智子君、副委員長、大西哲也君にそれぞれ決定いたしましたので、ご報告いたします。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（河野）これより、委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第4号まで及び請願第1号をそれぞれ所管する常任委員会に、また議案第5号については決算審査特別委員会に付託したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第4号まで及び請願第1号についてをそれぞれ所管する常任委員会に、また議案第5号については決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（河野）これをもちまして、本日の日程は、全て終了いたしました。

○議長（河野）次の本会議は、9月19日午前10時より再開いたします。本日は、これをもって散会いたします。ありがとうございました。

散会 午後 2時59分

第2日目（9月19日）

出席議員 15名

| | | | | |
|-----|---|---|-----|---|
| 1番 | 川 | 崎 | 泰 | 史 |
| 2番 | 三 | 好 | 和 | 幸 |
| 3番 | 浜 | 口 | 清 | 海 |
| 4番 | 大 | 西 | 哲 | 也 |
| 5番 | 森 | | 繁 | 樹 |
| 6番 | 小 | 田 | 郁 | 生 |
| 7番 | 三 | 好 | 東 | 曜 |
| 8番 | 十 | 河 | 茂 | 広 |
| 9番 | 植 | 田 | 誠 | 司 |
| 10番 | 西 | 村 | 宣 | 之 |
| 11番 | 大 | 野 | 直 | 樹 |
| 12番 | 岡 | 田 | 芳 | 正 |
| 13番 | 井 | 上 | 博 | 道 |
| 15番 | 福 | 家 | 利智子 | |
| 16番 | 河 | 野 | 雅 | 廣 |

欠席議員

14番 福家 功

職務のため出席した者の職氏名

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 辻 | 村 | 育 | 代 |
| 総務課課長補佐 | 田 | 辺 | 由 | 花 |
| 議会事務局書記 | 上 | 原 | 知 | 里 |

地方自治法 121 条による出席者の氏名

| | | | | | |
|--------------------|---|---|---|-----|---|
| 町 | 長 | 前 | 田 | 武 | 俊 |
| 副 町 | 長 | 谷 | 岡 | 学 | |
| 教 育 | 長 | 香 | 川 | 雅 | 之 |
| 総 務 課 | 長 | 福 | 家 | 孝 | 司 |
| 税 務 課 | 長 | 亀 | 山 | 和 | 成 |
| 学校 教育 課 | 長 | 岡 | 下 | 進 | 一 |
| 生涯 学習 課 | 長 | 中 | 津 | 秀 | 之 |
| 会計管理者兼会計室長 | | 水 | 谷 | 香保里 | |
| 建設課長兼長柄ダム再開発事業推進室長 | | 田 | 岡 | 大 | 史 |
| 経 済 課 | 長 | 福 | 家 | 勝 | 己 |
| 住 民 生 活 課 | 長 | 中 | 添 | 孝 | 文 |
| 保 険 年 金 課 | 長 | 岩 | 鍋 | 裕 | 二 |
| 陶 病 院 事 務 | 長 | 辻 | 井 | | 武 |
| 健 康 福 祉 課 | 長 | 辻 | 村 | 隆 | 司 |
| 子 育 て 支 援 課 | 長 | 杉 | 山 | 真紀子 | |

傍聴人 6 人

令和7年 第4回 綾川町議会定例会

9月19日 午前10時開会

○議長（河野） おはようございます。ただいま、出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本会議を再開いたします。

○議長（河野） 議会運営委員長の報告を求めます。

○議長（河野） 議会運営委員長、福家利智子君。

○15番（福家利） はい、議長。15番、福家利智子。

○議長（河野） 福家君。

○15番（福家利） はい。

○15番（福家利） 改めておはようございます。

ただいま議長より求められました議会運営委員会のご報告を申し上げます。

本日午前9時より常任委員会室において議会運営委員会を開催いたしました。開催にあたっては、議会から議会運営委員6名と、河野議長及び議会事務局長が出席し、当局からは、前田町長、谷岡副町長、福家総務課長の出席を求め、最終日における日程等諸般の説明を受け、協議を行いましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

本定例会会期中、議会から1件の追加案件が提出されました。提出された案件は、議員発議による「再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書について」であります。協議の結果、今定例会にて審議することが妥当として決定され、これを日程に追加することにいたしました。

この後、各常任委員会からの委員長の報告を受けた後、質疑、採決と進め、今定例会を閉会いたしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

最後に、議事進行につきましては、会議規則を遵守し、円滑な議会運営となりますよう、ご協力願いますとともに、十分な審議をいただきますようお願ひ申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（河野） これより委員長の報告を行います。

○議長（河野） 委員長の報告を求めます。

○議長（河野） 総務常任委員長、植田誠司君。

○総務常任委員長（植田） はい、議長。

○議長（河野） 植田君。

○総務常任委員長（植田） ただいまより、総務常任委員会のご報告を申し上げます。

去る、9月16日、午前9時30分より、常任委員会室において総務常任委員会を開催いたしました。

出席者は、委員5名（欠席1名）と議長、執行部より、町長、副町長、教育長、会計管理者並びに関係課長及び課長補佐、議会事務局より局長が出席し、また8名の傍聴議員の出席がありました。

本定例会で当委員会に付託された案件は5件で、町長の挨拶を受けた後、早速審議に

入りました。

これより審議の経過と結果を要約してご報告いたします。

まず、議案第1号「綾川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」説明を求めました。

執行部より、「人事院規則の一部改正に伴い、妊娠、出産を申し出た職員及び3歳未満の子がいる職員や、介護を必要とする職員から申し出があった場合に、制度の情報提供等を行うなどの柔軟な働き方を実現するための措置を講じるため、本条例の一部を改正するものである。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第2号「綾川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」説明を求めました。

執行部より、「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児を行う職員の仕事と家庭生活の両立を一層容易にし、育児時間の多様化に対応するため、本条例の一部を改正するものである。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第4号「令和7年度綾川町一般会計補正予算（第3号）について」説明を求めました。

補正予算全体の説明として、執行部より、「今回の補正は、全体で3,901万7千円を増額し、歳入歳出の総額を124億8,647万8千円とするものである。また、地方債補正について対象事業が、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の内示を受けたことにより、合併特例債の限度額を3,800万円減額する。」との説明がありました。

続いて歳出について、総務課関係では、「地方振興費について、香川県において新設された「地域活力向上のための市町等総合交付金」を活用し、官民連携空き家対策事業に要する経費を計上している。」学校教育課関係では、「国の推奨する通信ネットワークへの改善を図るべく、GIGAスクール構想第2期の基盤整備のため、ルーター等の整備、当時の古い機種のものから最新の機種に交換し、通信環境の改善を図るため、小・中学校費それぞれの委託料における増額である。」との説明がありました。

続いて、歳入の主なものとして、総務課関係では、「国庫補助金の第2世代交付金の増額、県補助金の地域活力向上のための市町等総合交付金の増額、財政調整基金繰入金の増額、町債・土木債の減額である。」学校教育課関係では、「歳出で増額補正をした公立学校情報機器活用支援体制整備事業費に対する3分の1の国庫補助金の増額である。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、請願第1号「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書について説明を求めました。

紹介議員の三好和幸議員より、請願の趣旨説明を受けた後、審議に入りました。

委員より、「被害者に配慮した内容を加筆してはどうか。」との意見を受け、審議の結果、委員全員の賛同を得て請願書を採択し、再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書（案）に、被害者に対して配慮を求める内容を追記した上で、最終日の本会議に、発議案として上程することに決しました。

次に、報告第1号「令和6年度綾川町健全化判断比率及び資金不足比率について」執行部に説明を求めました。

執行部より、「実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率及び資金不足比率については該当なし、実質公債費比率は、マイナス1.9%であり、健全に運営されている。」との説明がありました。

委員より質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく承認いたしました。

次に議案外審議の中で重要と判断した事項について、ご報告いたします。

初めに、執行部より「合併20周年記念デジタルスタンプラリーについて」説明がありました。

次に、執行部より、「ふるさと納税について」説明がありました。

委員より、「かがわマラソンにおける「ふるさと納税枠」の寄付額と、綾川町の枠100人を超えた場合の決め方は。」との質問があり、執行部より、「寄附額は5万円となっており、先着順である。」との答弁がありました。

次に、執行部より、「綾川町モバイルWi-Fiルーター等貸出要綱の制定について」説明がありました。

委員より、「貸出機器は何台用意するのか。」との質問があり、執行部より、「予算では10台を想定しているが、当初は申請数がわからないので3台程度で考えている。」との答弁がありました。

委員より、「台数が変更する場合、その契約は変更できるのか。貸出数が少ない場合、契約している料金が無駄にならないのか。」との質問があり、執行部より、「当初3台程度で契約を考えているが、申請者数が少ない場合は、他市町において行われている、校外学習等で通信機器を利用し、授業等を行う事例を、試験的に行い利活用することを検討している。」との答弁がありました。

執行部より、8月25日開催の総務委員協議会にて質問のあった、滝宮の念佛踊のSNS広告での表示回数・検索クリック数の集計結果について報告がありました。

次に、委員より、「中学校のスクールバスについて、エリア境でのエリア外となるお子さんで、雨の日とかの通学は大変であり、バスも満員ではないようなので、乗車することはできないかとの要望を保護者から受けている。検討してもらいたい。」との要望があり、執行部より「中学校統合後、同様の要望は受けている。エリア外の乗車を認めると、乗車人員が読めず、乗車できない時があると大変なことになり、制度設計が難し

いと考える。また、町営バスは、中学校の始業時間に間に合うよう改正されており、実際に利用している生徒もいるので、利用料金は必要だが検討していただきたい。」との答弁がありました。また、委員より、「他市町の取組みもあるので、条件設定を検討するなど、前向きに検討をお願いしたい。」との要望がありました。

次に、委員より、「小中学校におけるプールの利用状況は。」との質問があり、執行部より「6月上旬にプール開きを行い、7月中旬まで授業で利用している。夏休みの開放は、管理の問題から行っていない。」との答弁がありました。

次に、委員より、「部活動やスポーツ少年団に対する指導について、指導者にハラスメント行為などの情報提供は行っているのか。」との質問があり、執行部より、「部活動指導者については、国や県からの情報を提供しており、各競技団体の研修も多く開催され、参加していただいている。部活動地域展開についての制度設計は現在検討中であるが、様々な講習を受けた指導者にお願いすることになる。また、スポーツ少年団においては、暴力行為等に関する講習を含む指導者講習を受けた、日本スポーツ協会公認指導者が2名以上在籍し、更新研修も行われている。」との答弁がありました。

すべての審議を午前11時35分に終え、総務常任委員会を閉会しました。

以上で、総務常任委員会においての委員長報告を終わります。

○議長（河野） 厚生常任委員長、小田郁生君。

○厚生常任委員長（小田） はい、議長。

○議長（河野） 小田君。

○厚生常任委員長（小田） 6番、小田郁生。

○議長（河野） 小田君。

○厚生常任委員長（小田） ただいまより、厚生常任委員会のご報告を申し上げます。

去る、9月16日、午後1時27分より、常任委員会室において厚生常任委員会を開催いたしました。

出席者は、委員全員と議長、執行部より、町長、副町長、並びに関係課長及び課長補佐、議会事務局より局長が出席し、また6名の傍聴議員の出席がありました。

本定例会で当委員会に付託された案件はありませんでした。町長の挨拶を受けた後、議案外審議に入りました。

これより議案外審議の中で重要と判断した事項について、ご報告いたします。

初めに、執行部より「綾川町再生可能エネルギー地産地消事業」について説明がありました。

これに対して、委員より、「計画されている発電箇所や地域について」質問があり、執行部より、「主力電源としては、西分地区のバイオガス発電と新設予定のバイオマス発電を考えている。また、町内の企業からの電力供給も予定している。地域の課題としては、活性化協議会の意見として、交通と森林の整備となっている。」との答弁がありました。

また、委員より、「申請の時期及び不採択の場合の対応並びに出資の予定金額につい

て」質問があり、執行部より、「申請の期日は10月15日となっている。不採択の場合は、次回の重点加速化事業の申請を検討している。また、出資金については、事業規模を精査中のため、算出ができない。」との答弁がありました。

また、執行部より、「申請内容について、検討部会等で事業内容が確定しましたら、改めてご説明をさせていただきます。」との答弁がありました。

続いて執行部より「令和6年度綾川町子ども・子育て支援事業計画事業実績評価」について説明がありました。

これに対して、委員より、「子育て支援施策の広報について、どのような取組みをしているのか。」との質問があり、執行部より、「総務課でも広報戦略のなかで、広報の全面的な見直しを行いホームページとリンクさせることなど考えているので、子育て支援課としてもよりよい情報発信が行えるよう考えていきたい。」との答弁がありました。

また、委員より、「広報の仕方について、高松市のように記者会見をしてはどうか。」との質問があり、執行部より「記者会見については、これから研究していく。今年度、こども園での不審者訓練において、新聞社に情報提供を行い新聞に記事が掲載された。1つずつPRしていくようなことも考えていきたい。」との答弁がありました。

また、委員より、「不登園に対する配慮はどうしているのか。」との質問があり、執行部より「欠席が続いた時は、こども園で家庭訪問するなど、現認を行っている。」との答弁がありました。

また、委員より、「保健サービスの充実について健康福祉課の見解を聞かせてほしい。」との質問があり、執行部より、「保健師、栄養士、言語聴覚士、児童心理士などと一緒に、重層的に取り組んでいる。今後も学校関係者、教育委員会、子育て支援課と協力し、より充実した内容になるよう取り組んでいく。」との答弁がありました。

また、委員より「子どもの権利・意見の尊重について、どのような政策をもって、権利を伝えていくのか。」との質問があり、執行部より、「子育て支援課と連携し、人権擁護委員によるこども園等への訪問で周知啓発を図っていく。」との答弁がありました。

また、委員より、「いろいろな見方があり、評価が難しいと思うが、評価の上昇を目指してほしい。」との要望がありました。

続いて執行部より「前回の委員協議会でご質問があった、もみじ温泉の改修工事に過疎対策事業債が使えるかということですが、対象事業は町所有の公共施設などを基本としているため、社会福祉協議会が所有する「もみじ温泉」を改修工事の対象とすることは難しい。」との説明がありました。

また、委員より、「指定管理者との協定書の中に、物価上昇による賃金スライドについて記載しているのか。」との質問があり、執行部より、「現在の契約では物価上昇による賃金スライドは記載していない。当初に合意された指定管理料が不適当と認められる場合は協議によって解決することになっている。」との答弁がありました。

また、執行部より、「賃金スライドについては、総務課と協議を行い、指定管理業務を圧迫することも考えられるため、今後、検討していきたい。」との答弁がありました。

また、委員より、「スマートフォンによるマイナンバーカードでの本人確認について」質問があり、執行部より、「現在、スマートフォン対応の本人確認機器の整備はしていない。今後の状況を見ながら考えていきたい。」との答弁がありました。

また、委員より、「リチウムイオン電池の廃棄の現状について」質問があり、執行部より、「現在、本庁と支所で小型家電として回収している。国や県から情報収集を行い、他市町に状況を聞きながら、進めていきたい。」との答弁がありました。

また、委員より、「骨髓ドナーへの助成について、他市町では対象要件緩和の動きがあるが、本町は要綱改正の予定はあるか。」との質問があり、執行部より、「町の助成の対象に、「ドナー休暇制度を設けている企業・団体等に属していないこと」という要件がある。香川県と県内8市9町でも助成制度が設けられているが、同様の要件を明記しているのは、綾川町を含めて4自治体のみである。このため、今後はこれまで以上に多くの方が骨髓移植ドナーとして参加しやすい環境を整備する観点から、「ドナー休暇制度を設けている企業・団体等に属していない方」の要件見直しについて、早急に検討したい。また、事業所への助成についての対象要件は、県内1自治体のみで、県内企業を対象としており、綾川町を含む残りの市町は各自治体内の企業を対象としている。これについては他市町の動向を見ながら、今後検討したい。」との答弁がありました。

また委員より、「7月22日に厚生常任委員会で視察した屋内遊具施設について、綾川町でも検討してほしいがどう考えているか。」との質問があり、執行部より「今は、こども家庭センターの設置について、関係課と協議中であり、今後研究していく。」との答弁がありました。

また委員より、「旧滝宮保育所前の遊具について、詳しく説明してほしい。」との質問があり、執行部より「すべり台、4連ブランコ、ホットポット（スプリング遊具）の3点を今月末までに設置完了予定である。」との答弁がありました。

また委員より、「時代に合った、住民に伝わる広報の検討及び窓口のICT化の推進について」の要望がありました。

すべての審議を午後2時31分に終え、厚生常任委員会を閉会しました。

以上で、厚生常任委員会においての委員長報告を終わります。

○議長（河野）建設経済常任委員長 十河茂広君。

○建設経済常任委員長（十河）はい、議長。

○議長（河野）十河君。

○建設経済常任委員長（十河）はい、議長。

○建設経済常任委員長（十河）ではただいまより、建設経済常任委員会のご報告を申し上げます。

去る、9月17日午前9時30分より、常任委員会室において建設経済常任委員会を開催いたしました。

出席者は、議長を含む委員5名、執行部より町長、副町長、並びに関係課長及び課長補佐、議会事務局より局長が出席し、また7名の傍聴議員の出席がございました。

本定例会で当委員会に付託された案件は2件で、町長の挨拶を受けた後、早速審議に入りました。

これより審議の経過と結果を要約してご報告いたします。

まず、議案第3号「財産の処分について」説明を求めました。

執行部より、「本町が県営農業競争力強化農地整備事業鎌手地区の換地処分により配分を受けた土地を、二級河川淵田川改修事業の施行者である香川県へ売り渡すものである。本案では4筆あり、合計面積は7,339m²、金額は2千160万8,350円である。」との説明がありました。

特に委員より質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第4号「令和7年度綾川町一般会計補正予算（第3号）について」説明を求めました。

執行部より、地方債補正の説明があり、「土木債として借入予定の事業が国庫補助である「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の採択を受けたことにより、合併特例債の借入限度額を減額するものである。」との説明がありました。

続いて歳出の説明があり、「道路橋梁費において国庫補助事業の交付決定に伴う予算の振替と財源の変更に加えて、人件費や資材費の高騰及び道路改良に係る関係機関との協議結果への対応に要する費用の増額補正である。」との説明がありました。

続いて歳入の説明があり、「国庫補助金の増額、県補助金及び土木債の減額である。」との説明がありました。

委員より、「増額の要因と道路改良に係るKPⅠの設定」について質問があり、執行部より、「迂回路整備に係る直接工事費で150万円程度であり諸経費を含めると1.8倍程度、その他に人件費や資材の高騰によるものである。またKPⅠについては交通事故の減少を設定している。」との答弁がありました。

また、委員より、「周辺開発による経済効果などのKPⅠ設定はあるのか。」との質問があり、執行部より、「KPⅠは本事業の達成度を図るものであり事業の波及効果に關係する設定はしていない。」との答弁がありました。

また、委員より、「畠田地区周辺整備に対する町長の考え方」について質問があり、町長より、「時代の流れの中でため池の埋め立てが可能となった。跡地の利用として道路改良などによって駅周辺の良好な生活環境が整備されることは地域の発展に大きく寄与するものと考えている。」との答弁がありました。

また、委員より、「交付金の空港周辺整備への流用の可否と本制度を活用した新たな計画の予定」について質問があり、執行部より、「実施計画にないものに対し交付金の充当はできない。また、新たな事業実施の予定はないが今後、本制度の趣旨に沿った事業があれば検討する。」との答弁がありました。

また、委員より、「町の方向性と合致するものがあれば財源として活用してもらいたい。」との要望がありました。

他に委員より質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に議案外審議の中で重要と判断した事項について、ご報告いたします。

初めに、執行部より、「道の駅滝宮・綾川町うどん会館の実績報告について」、「土地改良事業進捗状況について」、「千疋地区における企業誘致の状況と、民間事業者による工業団地整備に対する助成制度の創設について」説明がありました。

委員より、「助成制度の内容及び助成対象者」について質問があり、執行部より、「香川県が実施する『民間事業者による工業団地整備に対する助成制度』の上乗せであり、県の上限額は5億円である。他の自治体では、上乗せ額を県の2分の1としているところがある。本町としては、財政規模を考慮して上乗せ額を検討していく。また、助成対象者は、工業団地を整備する民間事業者である。」との答弁がありました。

次に、執行部より、「9月14日開催いたしました、第19回あやがわサマーフェスティバルについて」説明がありました。

委員より、「当日の交通渋滞や町外からの来場者の状況」について質問があり、執行部より、「渋滞は発生しなかった。また、車両のナンバーから、町外、県外からの来場者も確認できた。」との答弁がありました。

また、委員より「実行委員会で今回の反省点をフィードバックしてもらいたい。また、ステージ照明による演出を考えてもらいたい。」との要望がありました。

次に、委員より、「有機JAS認証支援について」質問があり、執行部より「県や中国四国農政局が定期的に有機農業の研修会を行っている。また、認証取得の補助については、有機農業を希望する就農相談がないため、現在のところ考えていない。」との答弁がありました。

次に、委員より、「飼料用米や穀物等の生産量に応じた補助金について」質問があり、執行部より「令和9年度に国の水田政策が見直され、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換されるとのことから、その動向を注視していく。」との答弁がありました。

次に、委員より、「カーボンクレジットによる炭素埋設について」質問があり、執行部より「カーボンニュートラルの1つの手法として住民生活課に繋いでいく。」との答弁がありました。

すべての審議を午前10時53分に終え、建設経済常任委員会を閉会いたしました。

以上で建設経済常任委員会においての委員長報告を終わります。

○議長（河野） 決算審査特別委員長、福家利智子君。

○決算審査特別委員長（福家） はい、議長。15番、福家利智子。

○議長（河野） 福家君。

○決算審査特別委員長（福家） はい。

○決算審査特別委員長（福家） ただいまより、決算審査特別委員会の協議結果をご報告申し上げます。

9月12日、今定例会初日の本会議休憩中及び同日の本会議終了後に、決算審査特別

委員会を開催いたしました。

当委員会の開催にあたっては、議会から決算審査特別委員会委員 13 名及び議長、議会事務局長が、当局からは、前田町長、谷岡副町長、香川教育長、福家総務課長に出席を求め、諸般の協議を行いましたので、その結果についてご報告申し上げます。

なお、特別委員会の構成委員、また正・副委員長につきましては、今定例会初日に議長より報告のあった通りですので、重ねての報告は差し控えさせて頂きます。

まず、本定例会において、当特別委員会に付託されました「議案第 5 号、令和 6 年度綾川町一般会計及び特別会計の決算の認定について」の審査につきましては、12 月定例会までの「継続審査」といたしました。

次に、審査の日程については、議会、並びに執行部の諸行事等を考慮し、10 月 15 日水曜日、10 月 21 日火曜日、10 月 22 日水曜日とし、いずれも、午前 9 時開会といたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、3 日間の会議時間につきましては、昨年度同様、時間短縮を行い、半日程度を目安に開催いたしたいと考えております。

詳細な時間スケジュールについては、今後、調整でき次第、お知らせいたしますが、執行部からの説明については、主要な事業や特筆すべき事項の説明に留めて頂きたいと思います。

また、委員におかれましても、決算書・決算説明書等の資料を、事前に十分お目通し頂くとともに、詳細な数字やデータなどの質問がある場合は、事前に、執行部に相談しておくなど、ご配慮いただき、限られた時間を効率よく、有効に審査に充てて頂きますよう、双方のご協力の程、よろしくお願ひ申し上げます。

以上、決算審査特別委員会のご報告といたします。

○議長（河野）これをもって、委員長報告を終わります。

○議長（河野）これより、採決を行います。

○議長（河野）議案第 1 号、「綾川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」及び議案第 2 号、「綾川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を一括して採決いたします。

○議長（河野）これら 2 件を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって議案第 1 号及び議案第 2 号の 2 件は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野）議案第 3 号、「財産の処分について」を採決いたします。

○議長（河野）本案を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって議案第 3 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野）議案第 4 号、「令和 7 年度綾川町一般会計補正予算（第 3 号）について」

を議題といたします。

○議長（河野） 本案を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(なしの声あり)

○議長（河野） 異議なしと認めます。よって議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野） 議案第5号、「令和6年度綾川町一般会計及び特別会計の決算の認定について」をお諮りいたします。

○議長（河野） 本案は、先ほどの決算審査特別委員長の報告の通り、12月議会までの継続審査にいたしたいと思います。これに同意することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○議長（河野） 異議なしと認めます。よって本案は、12月議会までの継続審査とともに決定いたしました。

○議長（河野） 請願第1号、「「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書」についてを採決いたします。この請願書類に対する総務常任委員長の報告は採択です。総務常任委員長の報告の通り決することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○議長（河野） 異議なしと認めます。よって請願第1号を採択することに決しました。

○議長（河野） ここで、日程の順序を変更し、追加日程第15、発議第3号、「再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書について」を、先に審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○議長（河野） 異議なしと認めます。よって日程の順序を変更し、追加日程第15、発議第3号、「再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書について」を、先に審議することに決定いたしました。

○議長（河野） 追加日程第15、発議第3号、「再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書について」が、9番、植田誠司君から案を備え、所定の賛成者と共に連署して提出されておりますので、本案を議題といたします。

○議長（河野） 提出者から提案理由の説明を求めます。9番、植田誠司君。

○9番（植田） はい、議長。

○議長（河野） 植田君。

○9番（植田） 9番、植田です。

○9番（植田） 発議第3号、「再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書」の提出について、ご説明申し上げます。

冤罪は、犯人とされた者やその家族の人生を狂わせる国家による人権侵害であり、誤判により有罪判決を受けた冤罪被害者を救済する再審制度については、刑事訴訟法に規定が設けられているが、再審が認められることは稀であり、冤罪被害者の救済は容易

には進んでいない。

特に重要な課題として、①再審請求手続において証拠開示規定が存在しないこと、②再審開始決定に対する検察官の不服申立てにより審理が極めて長期化していること、③再審請求手続における手続規定が整備されておらず、請求人の手続保障が十分になされていないことの3点が挙げられている。

このようなことから、国においては、冤罪被害者を迅速に救済するため、再審法改正に向けた議論を速やかに行うとともに、一刻も早い事件の解決と、冤罪被害者、犯罪被害者及びそのご遺族の尊厳を守り、心のケアや生活再建を支える施策の充実を強く要望するため、この意見書を提出しようとするものであり、何卒、本趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（河野） これより討論を許します。討論はありませんか。

○議長（河野） 討論なしと認めます。これより採決を行います。

○議長（河野） この採決は起立によって行います。本意見書を原案の通り決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（河野） ありがとうございました。

○議長（河野） 起立全員でございます。よって本意見書を原案の通り可決されました。

○議長（河野） 発議第1号、議会運営委員長から議会会議規則第73条の規定により、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務審査の件について」閉会中の継続審査の申し出であります。

○議長（河野） お諮りいたします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査について承認することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 异議なしと認めます。よって本件は、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（河野） 発議第2号、議会広報編集特別委員長から「議会広報編集特別委員会の広報紙の編集及び発行に関する事項」について、閉会中の継続審査の申し出であります。

○議長（河野） お諮りいたします。議会広報編集特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査について承認することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 异議なしと認めます。よって本件は、議会広報編集特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（河野） 以上で、本定例会に付されました事件は、全て終了いたしました。

○議長（河野） したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって、本日で閉会いたしたいと思います。閉会することに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 异議なしと認めます。よって本定例会は、本日で閉会することに、決定

いたしました。これで、本日の会議を閉じます。

○議長（河野） 令和7年第4回綾川町議会定例会を閉会いたします。

○議長（河野） ご一同、ご起立願います。

○議長（河野） 一同、礼。

○議長（河野） ありがとうございました。

閉会 午前 10時49分